

平成 26 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 26 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 26 年 12 月 11 日 日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	一般質問
日程第 4	議案第 56 号 東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例の制定について（委員長報告・討論・採決）
日程第 5	議案第 58 号 東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
日程第 6	議案第 59 号 東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 60 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 61 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9	議案第 62 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10	議案第 63 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 11	議案第 64 号	東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 12	議案第 65 号	東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 13	議案第 66 号	東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例
日程第 14	議案第 67 号	負担付き寄附の受納について

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。

ただ今の出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 4 回東彼杵町議会定例会を開会します。

それではこれから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

これから、諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、みなさんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略致します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月出納検査結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略致します。

次に、議員派遣報告書が、橋村議員から議会広報研修会報告書、浪瀬議員から郡内議員研修報告書が、それぞれ提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査報告をお願いします。

総務厚生常任委員長、岡田君。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは、委員会調査報告書を申し述べます。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 平成 26 年 12 月 2 日
- 2 調査の場所 介護老人保健施設 さざなみ、特別養護老人ホーム もみの木荘
- 3 調査の内容

①施設の状況について

②ケアサービスの内容について

③利用状況について

「さざなみ」は眼下に大村湾を臨み、緑豊かなすばらしい環境スペースの中で、入所者数 100 名、ショートステイやデイケア（定員 20 名）などが行われている。

リハビリ用器具、娯楽歓談室、入浴介助器具などが整備、充実されており、各部屋は 4 人部屋、個室が準備されている。

入所は要介護 1～5 の方で、歩行・食事・入浴などの日常生活に介護が必要な方、心身ともに機能訓練が必要な方、認知症などの症状があつて、家庭での介護に支障がある方などの在宅復帰（リハビリ）、待機施設（他施設申請）、ターミナルケアなどが行われている。

現在は満床であるが、平均入所日数は 90 日、最長の方は約 10 年入所されています。

また、介護予防を含めた教育や啓発活動など、地域の老人会、いきいきサロンなど在宅ケア支援の拠点となる活動も実施されていきました。

「もみの木荘」はやすらぎの里公園に隣接しており、静寂な中に四季折々の自然豊かな環境に恵まれた利用定員 50 名の施設です。

入所は要介護 1～5 の方、と初老期認知症や脳血管疾患等の病で認定を受けられた人の可能な限り在宅生活復帰を目指し、食事や排泄、入浴など、生活全般に対して利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスを提供されている。

以前は入所待ちの方がたくさんおられたが、今では経済的な問題等で待機者の数は減少しているとのことでした。

また、来年度から、入所要件が要介護 3 からに変更されるとの説明を受けました。以上であります。

○議長（森敏則君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査報告をお願いします。

産業建設文教常任委員長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 平成 26 年 11 月 26 日
- 2 調査事件 温州みかんの流通及び価格の動向調査
- 3 調査内容

近年、温州みかんの価格低迷が続く中、11 月 26 日、大村市荒瀬町にある長崎県央農業協同組合中部集出荷施設において、施設並びに選果状況等を見学し、東彼杵町における温州みかんの出荷量と価格の推移等を、全委員出席のもと調査しました。

この施設は、従来の小長井、大村、川棚にあった選果場を集約する目的で、平成 24 年度長崎県強い農業づくり交付金事業を活用しての、総事業費 1,860,000 千円で建設された施設との事でした。施設は、各農家から出荷された温州みかんを 5 日間程度予措庫で保管し、2 次選果までは目視により選果されているとの事でした。その後、最新のハイテク技術を活かした機器により、糖度や酸度、また、傷果や腐敗果等がセンサーにより分別され、規格や品質の統一を図りながら出荷されているとの事でした。

出荷先としては、新潟中央、盛岡中央、石巻、平果、宇都宮、東京荏原、東京千住等に出荷され、規格は大きさが 2S～2L 等、外観は秀・優・良等に分別され、糖度 13 度以上がはなまる物語、12 度以上が味ホープ、12 度未満がレギュラーとして 5kg 箱や 10kg 箱で出荷されているとの事でした。

施設では品種の原口みかんを選果されていましたが、今年のみかんは、夏場の雨と日照不足などで糖度が上がらず、また、果皮も弱く、例年より腐敗果の発生が多く見受けられ、市場での売れ行きや価格も伸びていないとの事でした。価格については、kg 当たり平均 130 円前後で取引されているとの事でした。

今年の実績は集計中という事で、昨年のお荷量の実績を示されましたが、東彼杵町の 25 年産の極早生は 70 t、ブランド率 15%、早生 42.6 t、ブランド率 50%、させば・中生 76 t、ブランド率 53%、普通・高糖度系 126.6 t、ブランド率 64%の実績でした。

みかんの生産については、今後の課題として、マルチ被覆の徹底によりブランド率をアップさせ、消費者に好まれる良質のみかんを生産することによって、銘柄の確立と共に生産者の所得向上を目指すことが重要であると思われます。以上です。

○議長（森敏則君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、陳情書等の処理報告ですが、陳情第 7 号、年金削減の取りやめ、最低保障年金制度の実施に関する陳情は、配布のみとします。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。今日は第 4 回の定例会を招集致しましたところ、お揃いご出席頂きまして大変有難うございます。

それでは、お手元の行政報告に基づきまして説明を致します。

9 月 24 日、県移動美術館開会式としておりますけども、資料館の方で長崎県の移動美術館が参りまして、約 2 週間位の開会をしております。

次に 10 月 3 日、長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会設立総会と書いておりますけども、これは J R が全国 1 年間を 4 つに分けて観光キャンペーンを行っております。4 年位前に福岡、長崎、佐賀の 3 県で開催されておりますけども、今回は、平成 28 年の秋になるかと思っておりますけども、長崎県単独でそういう J R を基にした観光キャンペーンが行われる予定でございます。

それで、8 日が道の駅の彼杵の荘の食堂棟の落成式を行っております。

次に、15 日ですけども、本町で国体のデモンストレーションスポーツ行事のゲートボール競技大会が、約 400 名位でしょうか、新港グラウンドで開催を致しております。

次に、19 日も同じくデモンストレーション行事のドッジボールの競技大会を、これは彼杵児童体育館とか彼杵小中の体育館で行っております。これも非常に多くの皆さん、300 名以上の方がお出でになって大会をなされております。

それから、20 日には、これは特に東彼杵町のまちづくり会議に参加をして頂きました若者たちが、長咲プロジェクトというチームを作っております。その中でのワークショップが J A の瀬戸の米倉庫、ここを活用したまちおこしという事で、プレゼンテーションを 3 回位に分けて行っております。地域の方とか県内外の若い方、それから議員の方も 4 名位お見えになったですけども、若い方がそういうプレゼンテーションをして、そして地域と一体になってまちづくりをしようという取り組みをやっております。

それから、23 日が写真によるまちづくりプロジェクト。これは写真家のテラウチマサトさんと契約を致しておりまして、今写真でまちおこしという取り組みを行っております。

それから、24 日が第 17 回県央私立幼稚園 P T A 連合会研修会という事で、これは私立幼稚園の県央地区、東彼 3 町と諫早、大村までの保護者の方、それから先生方もお出でになって、500 名位の方が来られて研修大会が開催をされました。

それから 25 日ですけども、東彼杵町子供の国スタッフ会議という事で、これは N P O のおんぶ

にだっこがやってくれておりますけども、これも県央の小中学校の子ども達が1つの国を作って、勿論、首長とかを作って、或いは商店を作る、通貨を作るとかという事で1つの国を作ったの、これはコミュニケーション能力を発揮するための施策ですけども、NPOの方で行ってもらっております。

それから、26日がハロウィン仮装DEまち散歩と書いてありますけども、これは、まちづくり会議の皆さん達が、浦地区を中心に、外国のアメリカのハロウィンに合わせたような仮装等を行いまして、お祭等を行っております。

次に29日でございますけども、これは長崎県の水道協会として厚労省の方に中央陳情に参っております。特に本町の場合は統合事業、或いは、基幹改良事業等の大幅な、単年度によります3年間による1,300,000千円の事業を行うという事で、大変厳しい状況でございますので、この期間の延長、或いは、更に話は違うところがあるかもしれませんけども、補助率のアップとかをお願いをしてきたところであります。

11月3日が川棚町の町制施行80周年記念式典が行われております。

4日が全国市町村長サミット2014in群馬という事で、これは人口減少対策についてサミットに参加を致しております。

9日が町の防災避難訓練という事で、それぞれ8自治会で訓練を行っております。

14日が住民投票直接請求書の受理を行っております。

それから、24日が東彼杵町の表彰式という事で、7名の方、国体の関係、或いは色んな役職に、要職に居られた方の永年の表彰等を行っております。

それから、同じく水辺からのまちおこし広場という事で、これは筑波大学と今契約をしまして、特に東彼杵町の河川について色んなワークショップを行っておりますので、その報告会という事で自治会の方もご参加頂きまして、教育センターの方でワークショップ等を行っております。

それから、29日・30日はふるさとふれあい祭りという事で、2日目は雨にたたられましたけども、1日目は何とか、2日間で終わる事が出来ております。

それと併せまして、30日が婚活という事で、いこいの広場で、これはバームクーヘンを作りながらの婚活ですけども、女性が18名、男性が11名位の参加がありまして、成果はどうか分かりませんが、婚活事業を行っております。

それから、12月2日が宮崎県の高千穂町の秋元地区という所に視察に参っております。これは以前、昨年だったですかね、26年の2月位に町の方に来て頂いて、色んな発表をして頂きましたけども。その方の地区を再度まちづくりのために色んな光ファイバーとか、どぶろく酒の作りとか、或いは、色んな取り組み、農家民泊とかやっておりましたので視察に参っております。

それから、5日が県央農協主催の肉牛枝肉共励会が佐世保の食肉センターでありまして、瀬戸郷の清心勝彦さんがグランドチャンピオンに受賞されております。

それから、6日が男女共同参画「輝く！男女」という事で、これは初めての取り組みですけども、県のセンターの方からお出でいただきまして、講演等を含めまして、或いは川棚町の3婆ちゃんとか、町内の輝く女性の方が色んなまちづくりの取り組み等を発表して頂きました。以上でございます。

それと併せまして、折角ですので、ここで若干嬉しいお知らせ等がございますので、お知らせし

たいと思っております。

まず初めに、日本茶 AWARD2014 東京大会ですけれども、これは日本茶の優劣を競うものですが、まず 8 月に 281 点出品がされまして、これは静岡のお茶の市場で、これはプロの方の審査員が審査をしまして、281 点の中から 19 点を選び出しまして、プラチナ賞を出しております。その中に、一ッ石郷の有限会社の茶友さんですね、松尾政敏君ですけれども、入賞をしまして、プラチナ賞に輝いております。それが今度は 12 月 6、7 日、東京の渋谷の方のヒカリエという今若者達が一杯来るような所が出来ております。ここで審査がありまして、何とこれが審査員は消費者です。約 360 名位の消費者が、どれが一番美味しいかというのを投票で決めます。そして、これは蒸し製であろうが煎茶であろうが、色んな工夫している香りのお茶とか出しておりますけれども、その日本茶大賞いう事で第 1 位になっております。ですから、非常に煎茶に勝ったという事は非常に素晴らしい事です。それと、審査員の消費者の審査員というのは、私は大きく評価したいと思っておりますので、これから松尾さんを中心にそのぎ茶の振興を図って行こうかと思っております。

それから、皆さん既に新聞等でご存知ですが、千綿駅のポスターが J R 青春 18 きっぷ P R ポスターという事で、今持って来ておりますけれども、11 月の 25 日から全国で展示をするようになっております。それとこの期間、快速列車が 3 本千綿駅に止まってくれるという事で、町の方もささやかですが、おもてなしという事で取り組んで行こうと思っております。非常に観光面から行きまして、全国からもしお出でになれば、かなりのお客さんが来てくれるのではないかと期待を致しております。以上でございます。

それからもう 1 つですが、今日の新聞に載っておりましたけれども、東彼杵町が県内初 N P O を登録する場合の権限ですが、今まで県の方でその権限があってございましたけれども、それが町の方で行われるように、県内初という事で認証の権限を取った事を報告しておきます。以上で終わります。

○議長（森敏則君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

それでは、これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（森敏則君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、10 番議員、後城一雄君、11 番議員、本下利之君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（森敏則君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 19 までの 9 日間にしたいと思いますが、ご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 9 日間に決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長（森敏則君）

次に、日程第 3、一般質問を行います。質問形式は、一問一答方式。質問時間は、執行部答弁を含めて 60 分以内。制限時間の 2 分前には、警告ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解をお願いします。順番に発言を許します。

2 番議員、橋村孝彦君。

○2 番（橋村孝彦君）

おはようございます。今回は先の町長発言に対してでございますけども、町長の議会不要論の根拠と政治的思想を問うという題目で行わせて頂きます。

私たち東彼杵町議会は、過去 22 名の議員定数時代がありました。その後、人口減少に伴い議員定数も削減され、現在は議会機能を維持するため、必要と思われる定数 12 名となっております。

しかしながら今回、人口減少問題、財政問題等の理由で住民の直接請求制度に基づき、東彼杵町議会議員定数を定める条例の一部改正請求案が提出されました。これは、提出理由もさる事ながら、昨今の議員の不祥事が多発した事や、議会の仕事内容の不透明性、資質の問題等で世論の反発を買い、住民の議会に対する評価が低落している事も 1 つの要因であろうと推察しております。

結果として、議員定数削減運動や議会批判は、極論として議会不要論まで耳にします。世の中が不景気になり、住民の日々の生活に疑問意識が生まれた時、不満の矛先は議員や公務員に向くのは世の常であります。これは我が町のみならず、全国的な傾向であります。その責任は全ての議員である事を自覚し、議会政治に携わる全ての者が襟を正す必要があろうかと思っております。しかし、一部議員の言動が特質しており、殆どの議員は然るべき役割を果たしている事をご理解頂きたいと思っております。

去る、8 月 18 日に住民の直接請求により、議員定数問題審議のため、臨時議会が開催されました。その時に町長が意見を述べられましたが、結びで、請求の持つ意味の重さを真摯に受け止め、町議会議員の定数削減は肯定されるべきものと判断しますと述べられました。この発言に対し、様々な角度から質疑、応答がありましたが、某議員の質疑に対して町長は、議会としてはこうだとはっきり言って、議論を戦わせて地域住民の合意形成を諮れば、逆に極端に言えば、議員は無くてもいいのではないのでしょうかねと発言されました。この議員は無くてもいいとの発言には、驚愕するとともに残念でなりませんでした。

これは、議会制民主主義の認識不足による議会不要論と受け止めざるを得ません。そもそも議会制民主主義とは、主権者たる国民から選ばれた代表で構成される、議会を中心に行われる民主政治であります。この制度は世界中殆どの国が採用しております。

長い歴史の中で独裁政治や君主制の下で、人民は迫害と弾圧を受け、人間としての権利や自由に無き者に等しい者でありました。弾圧に苦しんだ人民が、人間としての権利や自由を勝ち取るために人民運動が起こり、独裁政治や独裁者と戦って勝ち取ったのが主権在民たる民主主義であります。民主主義を効率的良く、より良く機能させるために出来たのが議会制民主主義であります。これは私達人類が生み出した偉大な歴史の英知でもあらうかと思っております。現実の議会制民主主義が様々な問題点があったとしても、その問題点を正し、民主主義を発展させるべく議会制民主主義を逆流から守り、後世に残す事は当事者たる我々の責務であらうと考えております。

我が国には、議会が暴走した時、これにストップをかけるために、住民投票による直接請求制度がありますが、これも民主主義の1つの在り方であり肯定されるべきでしょう。しかし、この制度はあくまでも間接民主制を補完するためにあります。直接請求制度は議会の暴走に歯止めを掛ける機能が期待される反面、様々な問題点も指摘されております。例えば、十分な資料や情報に基づく冷静、かつ、多面的な討議が期待出来ない。住民投票の動向を一時的情熱や偶発、偶然的要素に左右され、一貫性を変えた予想外の結果をもたらし、その勝敗は僅差が多く、かえって住民の間にしこりを残す結果になる事が多い。また、住民投票の結果に誰も責任を持つ者がいない等指摘されております。

諸外国の直接請求制度行動は、時として暴徒化し、国の経済活動まで停滞し、国家の非常事態となる事まで構想されております。その危険性まで指摘されております。左翼的、アナーキスト諸派は、議会制度を批判し直接民主主義を主張していますが、歴史的にみても、ドイツが住民投票という形で国家社会主義、ドイツ労働党、所謂ナチを作り、合法的にヒトラー率いる独裁政権が確立され、領土拡大や人種差別が起こり、異人種を決別すべくアウシュビッツのホロコーストが起きました。この事の反省からドイツは、直接民主制の要素を一切排除しております。このように歴史的の流れの中から生まれた、民主主義のより良い形が議会制民主主義といえます。だからこそ世界中の殆どの国が採用しているのであらうと思います。つまり、近代社会において議会無くして民主主義は成り立たないと考えております。

一公共団体の長が、どのような意図があったとしても、議員は無くてもいいと公の場で発言されたのは、当事者たる議員としてはショックを受けるのは当然であります。町長ご自身が直接民主主義思想を標榜されたのか。それとも他に本意があるのか理解に苦しんでおります。そこで、議員は無くてもいい、この発言の根拠と真意、また、政治的思想をお尋ね致します。以上でございます。宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お答えします。議員が言われるように、議会不要論とか政治的な思想とか、そういう事は全く私は、そういう意図では全く発言しておりません。そこは誤解無いようにお願いしたいのですけども。確かに私も安易な発言で、安易ではなくて、議員は無くてもいいというのは、議会が無くてもいいと言った事は間違いございません。但し、最後に断っておりますけども、これは極論と言っておりますので。極端に言えばそうなのですよという事ですので。その先の事はあまり言えないのですけども。何故かと言いますと、私は今、皆さん達、議員さん各位が行っております議会報告会ですね、

これが説明責任になっているのかという事で、私はそういう今のあれだったら私の意見としては、議会是要らないのではないのかという気持ちを持っております。それは極論で言っておりますので、怒られたら困りますけども、ここで言ってしまうとあれなのですけど。そういう意味で、極端な場合という事で言っておりますので、決して政治的思想とか議会不要論とか、そういう事では無いのです。色んな、二元代表制とか我々は言われる訳ですけども、その中で町長の提案に対して皆さんが審議をされて、そして皆さんが決定をされます。町長が提案するよりもそれ以上のものが、重いものが皆さん達の議決なのですね。ですから、そういう議決に基づいて議会報告会を開催されます。しかし、地域の意見とか色んな意見を聞きますと、議会として答弁をされていないと思います。一議員として、多分個々の議員として答弁をされていると思います。ですから、この議場で一旦決めた以上は責任を持って、議会として、議員ではなくて議会として、町民の前で説明すべきなのです。ですから、そのためには、説明責任をするためには、1つの議案が上がった場合には、やっぱり即刻皆さんの意見を聞いて回る努力は、やっぱり私はすべきではないかと思っております。だから、そういう発言になっておりますので、決して今おっしゃるような思想信条とか、議会が全く要らないという事は言えません。これは憲法で決まっている訳ですから。それは、要らないというのは、逆に形を変えようとかという意味になるかも知れませんが、そういう意味で発言をしておりますので、誤解無いようにお願いしたいと思っております。

私の考え方というのは、町民皆様が幸せになるために良いのか悪いのかを判断を致しまして、皆さんが安心して平和で暮らせる事を、或いは問題を解決するのが私の仕事と思っておりますので、それが私の、敢えて言わせてもらえば、政治信条かと思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

今、町長のお答えの中でいけば、そういった意図は無かったという事ですが、発言された事は発言されたとして、事実として認められたので、例えば、発言のこれまでの一連の流れの中で、定数問題、削減の話の過程におきましても町長の意見と言いますか、そういったものは議会の存在とか意義とか、このようなものに対する発言はありませんでしたね。例えば、意見書等につきましても、私は指摘をしましたけれども、議会議決の重み、そういうものも意見書に載せるべきではないかという事を言いましたですね、この前の臨時会のときに。ですから、やっぱりこのような一連の発言が、住民運動に弾みを掛けたような気もしているのですよね、これは私の受け止め方ですけども。例えば、ある議員が、地域の事は区長さんに任せて、議員は執行部の監視機能に徹すればいいという風な話をされておりますけども、基本的にすれば、監視機能は当然低下した方が、言わせてもらえば、執行部サイドとしてはいい訳ですよね。ですから、そういう事だったのかなと、実は私は勘ぐると言いますか、そういう受け止め方を実はしたのですけど。そこら辺についてはどうなのか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議会は、どなたかおっしゃいましたけども、監視機能しかないのではないかと。今までのこの何

年間の実績で、議員発議では何も、条例とか何とかも作ってないと。だから殆ど今監視機能だけではないかという事を言われたのですね。議員さんが言われたのは、その時は。そういう事を言われたでしょう。違いますかね。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

議会の役割というのは、監視機能だけではないと私は常々思っております。私はいつも、常々3本の柱を言っておりますけども、当然監視機能、或いは政策提言、或いは住民の代弁者。私はいつもこの3本立てで、議会の役割という事をいつも言っておりますけども、現状でいって、チェック機能だけしか働いていないというのは、ちょっと理解できませんよね。私達は当然、町民の皆さん方のご意向とかご意見、要望等々も、当然私達に出来る範囲においては執行側にもお伝えし、極力出来るような努力もしてますし、政策提言においても、これまで色んな意味で、一般質問等々で、多くの議員の皆さんが政策提言に似たようなと言いますか、そういう風な質問をされていますから、決して我が議会が監視機能だけに偏っているとはとても言い難いと私は受け止めています。

それは受け止め方でしょうけども、そういう見方をされるというのは、やっぱり議会としては不本意ですよ。決して監視機能だけに私達が機能している訳とは思いませんけども、如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、私は、ある議員がそういう事を言われたので、私はそういう事は思っておりません。先程、演壇でも言いましたとおり、議会というのは、そういう監視機能と決定権ですね。それが大きなものですから、それは決定権あります。だから、政策提案もやっていいでしょうけども、過去には無かったと。しかし、それは議員さんが過去にはなかったと。だから、そういう小さい事は区長さんに任せていいのではないかという意見が出たのでしょうから。私は確かに、何度も繰り返しになりますけども、そういう執行部の監視機能と決定権、これは大きな2本柱ですよ。決定するには、やっぱりさっきも言いましたとおり、説明責任がいる訳ですから。住民の方の民意を汲んで来というのが一番、それ以外成り立つのが決定権でしょうから。ただその説明責任というのが、さっき言った、議会として欲しいというのはそこなのですよ。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

議会報告会の件に関しましては、そういう思いも私はしていますけども、過去に政策提言の実績は無かった。それは間違いでしょう。ありませんて、そういう事は。

では、その公共下水道事業、これは当初の執行部の計画では、千綿地区全域の平坦部はその予定でしたよね。ところが、私達は個人的な議員活動の中で、自費で、福岡とか唐津とかに行って、色んな事を調べてきて、私達は今進められているこういう事がね、東彼杵将来にとって、或いは財政等鑑みて、この方がいいのではないですかという提案書を出していますよ。こういう事実があるのではないですか。決して政策提言をしてないとか言われるのはちょっと不本意ですけども、如何です

か。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、先程も言いましたとおり、私は言っていない、政策提言をしていないというのは。ある議員さんがおっしゃったわけです。そうでしょう。だから、やっていないから、もう監視機能だけでいいのではないかと、そういう話を議員さんはされましたよ。それは議事録を見てもらえれば分かります。私はそういう事は言っていない。政策点。私は今、町長になって4年目ですから、政策提案は何をされたかなとも思いますけども。以前はそういう事があったとなれば、それはあったのではないのでしょうか。あってないとは言っていないよ、私は。過去の事は良く分かりません。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

それは認識の相違でしょうね。だって、さっきの話でいけば、町長が過去にそういった事は、当然議員も言っていますよ、言っていますけども、町長がそのような主観的な話ではなかったのですかね、違います、受け止め方が悪かったのですかね。

私、はっきり言って、公の場で議員が無くてもいいと言われたのは、はっきり言って、これは議会が要らないという事に等しいと思うのですよね。ですから、先程色々言われましたけども、言い訳じみたという受け止め方をしてすみませんね。しかし、それは失言でしたと言って貰えればスッキリするのですけどね。どうなのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議事録見えていますけども、確かにそれは、だから極端と言っているわけではないですか。極論で言えばと言っていますので、そこは認めている訳ですよ。繰り返しになりますけども。議員さんの質問事項が、議員さんの質の問題とか言われましたですよ。それから、議会報告会の話とかされたものですから、そういう事に対しての私の見解を言ったまでです。それは、極論で言えばと断っておりますので。余り言いませんけども、そういう事です。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

極論であれ、何であれ、それは言った事は言った事なのです。先程、憲法において議会を置かないとならないとおっしゃいましたよね。それは後でちょっとその事についてはお尋ねしようと思っておりますけども。いわゆる、この直接請求制度。言ったか言わないかはもうこれで終わります。

直接請求制度、これは間接民主制を補完するために設けられた、唯一の直接民主制度ですよ。そこでちょっとお尋ねしたいと思うのですけども、実は私達の町に、この間もお話したのですけども、良い事案があります。民意を尊重したという事案があります。何故かと言いますと、学校の統廃合の問題ですよ。当初、教育委員会は中学校が先に統合すべきだろうという基本的な方針を示さ

れました。その時、私達もやっぱりそれはそうなのだろうと、然るべき根拠があって提案されたのだろうし、私達も、私も含めて多かったといいますか、そういう議員も賛同するような意向でした。しかしながら、現状でいけば、今回条例改正上がっておりますけど、小学校の彼杵地区の小学校だけになったというのは、結果的に言えば所謂、千綿地区の住民の意向を十分に尊重したと、その結果がこういう事になったという事なのですよね。ですから、この間も申し上げたのですけども、近い将来、例えば、千綿小学校の入学者が1人とか2人とか3人とかになった場合に、当該地区の方々が困ったねと言われた時にですね、では、この責任は誰が取れるのですかという事を私はこの間も述べましたが。やっぱりこの責任、誰が取れるのですかね。結局、そういう民意を尊重するという事は主権在民の原則ですから、それで結構ですけども。やっぱりこういった結果が表れるという事案も発生していますので、議会無くしてという事であれば正にそのとおりですから、こういう風になった時にいったい誰が責任取るのでしょうかね。どうですか、町長。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

責任は、これはやっぱり住民ですよ。最終的には、住民です。地方自治というのは住民ですから、だから直接請求は大事なのですよ、基本は住民なのです。決して我々は特別なものではないですよ。議会内閣制ではないですから。私達は住民の中から選挙で選ばれて上がります。すべて住民ですよ、基本は。だから、その責任は住民なのですよ。私はそう思います。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

この問題につきましては、教育長の心中を察すれば有り余るところがあります。お気の毒だなどという気も持っておりますけど。責任は住民が取れるのですか、取れますか。という事であれば、近い将来、そういう事になった時に、千綿地区の住民さん達が責任を持って、私達の中学校も統合してくださいよという縛りが出来るという事になりますよ。住民にそういったものの責任を押し付けられれば、千綿地区の住民は、反対した住民達は、自分達が責任を持ってこれを拒否しなさいという事になりますよ。それでいいのですか。

○議長（森敏則君）

町長

○町長（渡邊悟君）

私が言っているのはですね、住民の個々の人、誰に住民と、言う方法がないです。だから、それは住民の代表で上がってくる議員さんとか、町長あたりが決めて行けばいい訳ですよ。それしかないですから。原点はそこだと思います。そういうところ責任は誰が取るかと言われれば政治出来ませんから。だから、皆で8千人の人が皆さん一緒になって議場に来る訳にはいきませんから、代表制がある訳でしょうから。間接民主制でしょうから。それで、議論戦わせて良いかどうかを決めればいい訳ですから。それは、住民が選んだ訳ですから、責任がある訳ですよ。私は、ですから、原点は住民だと思いますよ。そして、我々選ばれた議員さん、或いは町長が責任を取るべきだと思いますけど。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

先程は住民が責任を取るべきと言って、今度は議会、町長が責任を取るべきですと。では我々は、この件に関しましてはですね、今回の条例改定にだけしか賛否を表せていませんよ。ですから、それをもって議会が責任取れと言っても、それは無理な話です。ですから、当然そういった統合の問題が、地域住民から上がってくれば、私達も議論をして、そういう条例改定があれば、当然そこに責任持って議決することはしますけども。そういった意味ではないと私は思いますけどね。もういいです。

それでは、先程憲法とおっしゃいましたけども、その中でも町長は、議員がなくてもいいという話の前に、議論を戦わせ地域住民に合意形成が出来ればという行がありましたよね。そこで、その憲法論になるのですけども、例えば地方自治法、地方自治法の 94 条、95 条を読みますね。94 条、町村は、条例で、第 89 条の規定に関わらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることが出来る。これ 94 条ですね。95 条、前条の規定による総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用するとあります。これが、89 条が普通公共団体に議会を置くという事になりますけども。これが前条の規定に関わらずという意味ですね。ですから、これでいきますと、先程の、議論を交して地域住民の合意形成を図ればという文言からいけば、これは町村総会を誹謗されているのかなと、受け止め方も出来る訳ですよ。そこら辺については如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

押しなべて言えば、そういう結論になるかも分りません。町村総会のような事も、ニュアンス的には言えます。しかし、それは現法律の中では、町村総会は不可能ですので該当しませんけども。だから、あと、住民の合意というのがですね、それが私が、例えば条例を上げて、議会で確かに議論をしないといけないわけですけども、そこに例えば 1 週間なり時間があるとすれば、住民の意見はどうだろうかという事で、議員さん自らでも、手分けしてでも各地区に回って意見を吸い上げる。そして、それを議場で議論をして合意形成を図ると。それが一番民意ではないかと思うのですよ。だから、ここの議場だけで突然、例えば違う発言をして、極端な議論になれば、それはやっぱり住民不在だと私は思うのですよ。だから、さっき言われた町村総会という話がバックに出てくるのですけども。町村総会は、そういう事が今は人口が極端に減らなければ出来ません。今の法律では、出来ません。例えば、過去にあったのは、確か 60 名位に町民がなくなってしまった場合の町村総会が、1 つ過去にあったと思います。箱根か何処かであったと思いますけど。それは今現在まだ無理です。だから、それが出来れば私はそういうふうにした方が、撤廃されていますので、そういう総務省なりの力関係が入らなければ、それは私はやりたい事が沢山あります。議会改革はですね。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

今の制度でいけば出来ないとおっしゃいましたよね。そうではありませんよ。人口規模に関わら

ずそれは出来ますよ、出来ますって。13年の国会の衆議院の総務委員会で、総務大臣がこういう発言をされているのですよ。町村総会という制度は、残す意味があると総務大臣がおっしゃっているのですよ。総務省としては、この制度を削除する考えはないと、はっきり発言されています。ですから、これは現年生きている訳です、この法律は。ましてや、その条文の中に、人口に対する縛りは全くありませんから、人口は。町村であれば、市は別ですよ、法的には設置可能なのですよ。人口規模による規制はありませんて、私も充分調べていますから。

町長、以前も区長会等でそういう話をチョロっとされたような事も聞いていますし、そこら辺についてもう少し、町村総会についての見解をお伝え頂けますか、考え方。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私、区長会でも話した事あります。これは議員の定数が、例えば、1万人未満の市町村は18名という規定がありました。これは平成23年に撤廃をされました。そうしますと、何人でも置いていいのではないかという事になります。そして、例えば区長会を、これは区長会の話なのですが、区長会をそのまま議会にしたらどうかと、34人制にしたらどうかという。そして、経費も今の区長さんにプラス、例えば1、3万円位増やして、経費節減を図って、そして広く意見を求めてやったらどうかという考えも持っていました。議員さんにもそういう話をした事があります。ありますけども、これは私の勉強不足か分かりませんが、今の法律では逐条解説の解説がありますけども、そこに、それは著しく人口が減った場合という決まりが、介入がございますので。これがなければ、今私も誰か偉い先生にそこらを覆すこと、権限移譲が出来ないか、特区か何か取れないかという事をやろうかと思えます。逆にそっちの方が、私は広く意見を求める、34名の議員でもいいのではないかという気持ちを持っております。経費を下げる、そして意見を聞く。ただし、町長がワンマンにならないように外部の監査を入れて、そういう事を縛りながらやっていけば、近い将来そういう町が出来たら一番いいなという希望はあります。それは夢ですけども。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

逐条解説は法律ではないのですよ。法律の解説、虎の巻なのです。ですから、法律の条文にそういう事は全く書いてありませんので。例えば、おっしゃるように、例えば議会制をなくして、地区の区長さん、そういう方達に代わりにやって貰って、今貰っている議員報酬を全ての人達に分配すれば経費的にもいいでしょう。でもね、これってね、正に直接民主主義なのです、思想的に。ですから、そこらへんを私お尋ねして。決して町民総会を私は推薦しようという気は全く無くて、それはおかしいだろうという話をしているのです。ですから、これがやっぱりそういう事になれば、直接民主主義になるという恐れがある。そういう事を言っているのですけども、どうなのか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはもう、極論でまた怒られますけども、私はそれが一番いいと思いますよ、直接民主主義が。だから、それが出来ないから間接民主主義をとっている訳でしょうから。区長さんを、区長会でする訳ではないのですよ。それを議会として、議員として。例えば小選挙区制で 34 地区、仮に出来たとします。立候補をします、小選挙区にしようと。それで決めていって、出来ない事はないでしょう。それはあくまでも挑戦ですから、やってみないと分りませんので。しかし、今の私の頭の中では、それは不可能と思ってますので、夢、幻と思っております。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

おっしゃるように、民意を尊重するという意味からいけば、直接尊重すると言え、本当の民主主義の本当の在り方は直接民主主義ですよ。全ての国民の意見を聞く、町でいけば町民全員の意見を聞く。これが物理的に無理でしょう。そして、意見の集約が出来ない。ですから、間接民主主義たる議会制民主主義が出来たのでしょう、先程述べたように。笑っている場合ではないでしょう。そういう事でしょう。ですから、町長のおっしゃってるところの言葉の片鱗に、そういったものが見え隠れするからですね。私達議会サイドから言わせてもらえば、やっぱり議会制民主主義を守りたいという事なのです。どうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

極論で喋って区長会をどうのこうの。区長さんも、例えば区長会と言わずに、34 人が議員になったとしますよね、議会制民主主義ですね。何処がおかしいですか。区長さんと捉えるからいけないのですよ。その人で、お互いに仕事出来るものは皆で分担して、仕事を皆でやりましょうと。良い町にしましょうという事で、お金を、経費を落としながら皆でやりましょうで良いではないですか。

だから、そんな事を今からどんどん、区長会でも良いし、地区の議会報告で意見を聞いて下さい。どんな意見があるのかですね。それだけ情報を伝えて、住民の方がどう言われるか。駄目と言われればそれで良いです。それが合意です。我々の考えだけではいけませんので。だから、良い方向に、極力多くの意見を聞いて、そして少ない経費というのが一番ベストですから。住民の方はそれを願っていますよ。それで意見が通るような、直接請求あたりがどんどん採用されるような町にしようという事で、今色んな方が努力をされている訳ですから。だから、そういうのをどんどん、色んな情報提供をお互いやりながら良い町を作っていけば、私は一番良いかと思っております。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

町村総会というのは間接民主制ではないのですよ、直接民主制なのです。お分かりですかね。違うのです。議会制民主主義というのは、間接制というのは選挙によって代表を選ばれるのです。総会制は選挙でなくてもいいのですよ、地域住民が選んだ人を推薦すれば。ですから、これは間接民主制に当たりません。直接民主制です。若干見解の相違がございますけども、結びに町長が基本

的姿勢として町民の幸せを願っていると。このためにどういう事がいいのかという、決定的な事を言われましたので、私達もつまり、そういうスタンスで立って議会活動をしていますし、ここでも若干の食い違いがありますので、水掛け論になるかなと思っておりますけども。結論としては、町民のためというのが、色んな意見がございましょうけど、そういった目的でやって頂ければと思っております。これで終わりたいと思っておりますけども、何かあったらお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

繰り返しになりますけども、34名の地区から出しますよね。それは小選挙区とするでしょう。小選挙区で選挙をすれば間接民主主義ですよ。小選挙区、今あるではないですか。比例区とかありますよね、全部。各地区に、34地区小選挙区で、1名ずつ公選で選べばいい訳でしょう。選挙をすればいい訳ですから、公平ですから。それは完全に間接民主主義ですよ。何度言っても一緒ですから。要は、私が言いたかったのは、民意を汲んで欲しいという事なのです。それだけです。

○議長（森敏則君）

以上で、2番議員、橋村孝彦君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時30分）

再開（午前10時39分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、9番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

それでは、先に通告致しておりました3点につきまして質問致します。

まず最初に、人口減少対策についてであります。総務省は2015年度、地方中枢拠点都市構想を本格化させる。人口20万人以上の拠点都市と周辺市町村が協力して、雇用や生活環境が整った都市圏をつくり、東京などの都市圏への若者の流出を防ぐとありますが、そもそも厳しい国の財政で、地方の均衡ある発展を支えることはできなくなっているということや、人口減による自治体運営が難しくなると感じている人は、町村では70%に上り、効果的な対策は子育て世代への支援拡充、医療や福祉サービスの充実などの回答が多かったと報道されました。

本町は県のほぼ中央に位置し、長崎市や佐世保市への通勤範囲内の有利性を活かして、子育て、住環境などの支援に積極的に取り組むべきだと考えます。

町長が1期目の大詰めを迎え、過去に質問した事項も含め、新規の対策などをどのように取り組まれたのか、その経過と今後の見通しについて伺います。①中学生までの医療費無料化について、②給食費の補助について、③中学生の制服や体操着等の補助について、④若者定着のための住宅ローンの金利補助について、⑤保育を含む教育費の無料化について、⑥多子世帯への税制上の優遇措

置について、⑦多子世帯への児童手当の割増支給について、以上であります。

次に、第2点。インフラ維持管理の自治体連携について伺い致します。

国土交通省は道路や下水道などの維持管理を、複数の自治体で進める仕組みを支援する方針を決めたとあります。

この方針に基づき、自治体同士の連携協約や代替執行、一括発注などについて、どのような考えなのか伺い致します。

次に、第3点であります。次期町長選挙の再出馬について伺います。

来年4月の統一地方選挙の町長選挙再出馬について、どう考えておられるのか、お尋ねを致します。以上、登壇して質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お答えします。まず1点目の人口減少対策でございますけども、岡田議員の方から色々な質問がありまして、検討は致しておりますけども、なかなか予算化にまでは至っておりません。

敢えて、子育ての支援対策と言いますと、これは認可保育園を1箇所増やしまして、これは負担が伴いますけども、どうしても子供達が平等にそういう保育を受けられるような整備をしようという事で、無認可から認可という事で、これが1つの取り組んだ事例ではないかと思っております。

他につきましては、中学生の医療費無料化とか給食費とか、或いは保育園を含む教育の無料化ですけども、これを含めると、丸々、もしやるとすれば、83,000千円位一般財源が要ります。そして、中学生の制服等につきましては、これは前回もお答えしましたとおり、1,500千円程度で済む訳ですけども、これもなかなか今の段階では決断に至っておりません。

そして6番、それから7番の税制上の優遇とか、それから児童手当の割増とか、多子世帯のですね、この辺もう少し詳しくご質問して頂ければ、説明出来ないかなと思っております。

それから、これは各町の、隣接町の色々な比較をしてみますと、東彼杵町も決して悪い方ではございません。保育料の軽減等も大村市あたりとも同じような感じで、ただし、大村は幼稚園が入っております。東彼杵町は幼稚園が入っておりませんけども、そこが違いますけども。川棚町あたりよりも良いし、波佐見町よりも良いし、しっかりそういう軽減措置は他所に負けないような仕組みになっているかと思っております。

非常に財源の事ばかり言って申し訳ないのですけども、一般会計の繰出金が毎年増えております。今度、長崎県が中期の財政見直しをします。35,000,000千円の基金が、5年経ったら無くなるという事で、これで来年から、27年度の予算から、県の補助金をことごとく、手当たり次第といいますか、言葉悪いですけども、減額をして参ります。そうしますと、その減額分を町の方に負担が被さってきます。勿論、補助金の県の借りている分をもう補助しないと言えばそれでいいのですけども。住民の方の要望というのは、また上がってくるかと思っております。この辺がかなり厳しくなっていくかと思っております。

それとこの後、議案を上げますけども、学校統合に伴う経費ですね。これもやっぱりかなりの額が、来年からすぐは建物の改造等に費用がありますけども、29年度以降からは、その経費がやっぱり予算に効いて来るかなと思っております。

それから、国民健康保険事業ですね。これも今回条例改正をお願いしておりますけども、10 年位前からずっと実質収支が赤字でございました。赤字で、そして法定繰入金をずっとやってきた訳ですけども、実質収支が赤字ですので、本来ならばもう少し税金等を上げて、基金を作っておかないといけなかった訳ですね。それが作ってございませんで、私が町長に就任して、直ぐ税金上げました。隔年で、23 年に上げて、25 年に上げました。27 年度は今回、今判断をしているのですが、上げましたけども、全く税の効果が現れません。所得が減少する。非常に低所得者が多くなりまして、最悪になっております。従いまして、基金が今年度末で 200,000 千円位ですけども、これは今年 80,000 千円取り崩しになっていくかなと思っておりますので、あっという間に無くなってしまいます。そうしますと、法定繰入れだけでは駄目ですので、これは東彼杵町、今まで一回も法定外の繰入れはやっていないと思っておりますけども、一般会計からやらざるを得ない時期にきているかなと思って、非常に危惧をしております。

そういう事で、介護保険も、12 年度の発足当時は 66,000 千円の繰出しで良かったのですが、16 年度に、4 年経った時に 100,000 千円になっているのですね、平成 16 年に。そして今 10 年経ちますけども、今 122,000 千円です。これも、介護も国保以上に介護保険が上がって来ますので、ちょっと大変かなと思っております。

それと、水道事業ですけども、1,300,000 千円に及ぶ基幹改良とか統合を行う訳ですけども、当面は起債を借りて、30 年後位に起債償還が始まるように繰り延べて行きますので、この高齢化社会の抜けた位で何とかピークになっていくような感じになれば一番いいかと思っております。もう少しそこら辺は、とぼしなから財政運営をしていかなければならないと思っております。

それと、下水道も、千綿地区は本当に申し訳なかったのですが、断念をしましたけども、これはしていたらとてもではなくて、これはかなりの金額が上がろうと思っております。今 135,000 千円位ですので、起債償還がもうちょっと上がってきます。あと何年か、5 年位ですかね、事業が済むのが。その後ピークを迎えますけども、140,000 千円位で押えていければ一番いいかなと思っておりますので。ここで一般財源をどうにかして貯めながら運営をしていかなければならないかと思っております。今ちょうど議論をされておりますけども、地方創生という事で、選挙等の焦点になっておりますけども、この辺は待ったなしでございまして、政府のそういう取り組みと連携をしながら、地方創生の方に何か期待をしながら進めていかなければならないと思っております。特に消費税が繰り延べになりましたけども、消費税が繰り延べましても、これは日本の債務が 1 千兆円ですので、これを返さないとなりません。そうしますと、とても 10%どころではなくて、私はもっと消費税を取らなければ対応できないと思っております。ですから非常に厳しい時でございしますが、そういう国との連携、或いは県との連携をしながら財源の確保に努めて、岡田議員がおっしゃったような事が 1 つでも出来るように努力をして行こうと考えております。答弁になっていないかもしれませんが、宜しくお願い致します。

それから 2 点目の、インフラ維持管理の自治体連携についてでございますけども、これは言われるとおり、連携をして行かなければならないと思っております。今、特に職員の人員数とか、技術力不足、如実に現れておりますので、この辺をカバーするためにも、そういう自治体間の連携というのは、国県町を含めて全て連携をしながらやって行かなければならないかと思っております。おかげ様で福祉組合等を 40 年前から東彼杵町は作っている訳でございますけども、こういう福祉組

合の組織がどんどんどんどん大きな組織に成りつつありますけども、これも今となっては、逆に先進的な取り組みではなかったかと思っております。

それから、下水道につきましては、おかげ様で波佐見町と東彼杵町で、同じ業者の人に管理委託をお願いしております。これも経費削減がなっておりますので、今おっしゃっている自治体連携というのは正に出来ておりますので、更にこういう所をもっと強化しながらやっていければ、低コストでの維持管理が出来るかと思っております。

確かに東彼杵町も山、谷がありますので、橋梁等が沢山ございます。その中で橋梁等も、例えば3本あれば、3本の内1本だけを架け替えて、後の2本は落とすとかという方法。そういう事もですね、住民の方にご迷惑掛けますけども、そういう方法も手掛けて行かなければならないかなと思っております。

3点目に、次期町長選の再出馬でございますけども、4年間私も駆け足でやってきました。そういう中、町民の皆様がこの町をどうにかしようという動き、これは確かに、私は実感として感じました。非常に急激な人口減少に襲われておりますけども、超高齢化社会ではあります。大きな時代の変革を迎えておりますけども、次期町長選に出馬をしたいと考えております。これまでどおり、私もおごらず、ひるまず、常に緊張感を持って、対話による町制を、人と人が繋がります交流の町を目指しまして、微力でございますけども、引続き町政運営に挑戦したいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思っております。以上で登壇の答弁を終わります。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

先程、町長もおっしゃいましたが、まず第1点目からでございますが、国の1千兆円を超える債務でございます、確かに。これは世界でもダントツでございますが、やはり私が思いますのは、各自治体が独自の政策を打ち出しているのですが、ただ、日本の財政が急速に悪化する中では、県や市町村で独自に財源を確保する努力と工夫が必要だと考えております。歳入に限られてくるのであれば、国も県もそうなのですが、町も特に、歳出を削減して独自の政策に充てるしかないと思うのですが、その財源を私はこういう家族政策に充当する事ではないかと思うのですよ。町長もこの前広報に出されました、人口の動態。日本全体も、推計ですが、あと千年すれば日本の人口はなくなる。この方式で計算すれば。だから、今何とか手を打たなければいけないのは、この7項目が挙げました中でも、1点位は何とか取り組む方向になりませんか、お尋ねです。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

盛んにですね、やっぱり7項目を要望されまして、本来全部しないといけないのでしょうけども、なかなか財源が無くて、さっき申しましたとおり、大変厳しい時期になっております。ですから、各町の状況を見ますと、中学生までの医療無料化、この辺が一番、私は大きな点ではないかと思っております。

1. これはやっぱりですね、今からやる訳ですけども、1番位の中学生の医療無料化ですか、ここにつきましては何とか物にならないかなと考えております。これも10,000千円位、今払って

おりますけども、これを無料としますと、かなり増えます。例えば 15,000 千円とか 20,000 千円位、病院にかかります。その辺が住民の方との、所謂無料となればどんどんどんどん病院へ行かれますので、この辺がずっと恒常的になって行きますので、途中で財政が悪くなれば止めてもいいですかという位、条件を絞りながらしないと、なかなか厳しいところがあります。確かに今新しいスタートが、27 年度からは子育て新法に基づきます新しい制度が 4 月から始まりまして、保育料の見直しとかも始まって行きます。その辺を勘案しながら 1 つでも、新年度予算には反映出来ません。今回、骨格予算ですので。もし私が引続き町政を任して頂ければ、6 月以降になるかと思うのですけども、1 つでも何か出来れば一番いいかなと考えております。検討させて頂ければ、時間をいただいて。これ、やっているのですけども、なかなかおいそれと 10,000 千円オーダーになりますと、なかなか財政も逼迫する中、今から医療介護がとてもではないのですけども、大変な事になっていきますので、ここら辺の状況を見ながら進めていきたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

政府はですよ、合計特殊出生率 1.8 を目指すと示しましたですね。フランスは 2.0、スウェーデン、英国が 1.92 となっています。これらの欧州各国は出産や育児等を公費で支援する額、これが家族関係社会支出というのですが、国内総生産に占める比率は 3% 超えているのですね。フランス、スウェーデン、イギリスが。日本の 2、3 倍あると言われているのですよ。東彼杵町のような財政の脆弱な町でもですよ、家族関係社会支出について思い切って実施するよう、丁度、今度新しい要綱を政府も出しますので、子育てに対して、国県にこの財源の確保を求める事について町長の努力の気持ち、これをちょっとお尋ねしたいのですけども。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この問題は、今我々も長崎県下全て一体になって陳情に参っております。窮状を訴えて、やはり各地区に、各部署部署に行くのですけども、そうではなくて、行っておりますけども。

今度は地方創生という事で、今、安倍総理がやっておられるのは、各地区に、各市町村に、5 万人以下の市町村に国から直接出向いて、そこら辺の子育て支援をどうするのか、5 カ年間で総合戦略を立てなければなりません。27 年度の末までに立てなければなりません。それが、ふるさと創生の第 3 弾位になるのでしょうかね。100,000 千円が配布されましたですね。そういうばら撒きになってはいけないという話もあっておりますけども、それを戦略を立てます。そして 5 年間で、どういう配分になるのか分かりませんけども、そこをしっかりと議論をしながら、皆さん達も議員各位も議論をされまして、そういう政策立案を是非提案して頂ければ一番いいかなと思っております。ここが一番正念場と思っておりますので。この制度が 26 年度中にはまとまって、法案は可決しましたので、終わり次第に補正予算とかがどんどん上がってきます。そうしますと、27 年度には具体的に行動するという事で、コンシェルジュ制度という事で、国家公務員或いは民間の方を含めて各市町村に、全部ではないのですけども、指導に行くという事でございますので。今、国も本気になって、

日本の出生率アップに考えております。そしてまた、東彼杵町は県下で一番最下位ですので、1.3という事でございますので。何でこうなるのかというのは皆で議論して頂くために、今回の東彼杵町は消滅する可能性がありますよという事で、皆さんに十分この点は理解して頂いて、そしてそのためにはどうすれば良いかというのを、家族で或いは地域の隣保班で、自治会で話をしてもらって、具体的にそういう戦略を町の方に上げて頂くという取り組みをやっていこうと考えておりますので。今後とも大変区長さん達にはご迷惑を掛けますけども、具体的なそういう方策で臨もうと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

もう1点、私が申しました住宅ローンですが、町に自ら住む目的で、新築や築10年未満の住宅を購入すると、住宅ローンの金利を店頭表示より1.5%引下げる。試算では30,000千円借入れて30年で返済する場合、約8,000千円安くなると言われているのです。この施策は若者の定着を図るためにも必要ではないかと思うのです。町としては固定資産税や住民税の増収は、それに代わって見込まれて来るのですね。ずっと、永久的に住んで頂ければ。家を建てられれば住まれると思うのですが、この点について如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

30,000千円借りて8,000千円の助成はかなり効果はある訳でございますので、検討はして参りたいと思っております。それと併せまして、税の方での住宅取得控除とか固定資産税の減免とかありますので、その辺の重複した優遇措置にならないようにですね。そういう家を建てる事が可能な人があまり優遇にならないような、国の政策、町の政策、県の政策でそういう優遇制度がございますので、重複しないような形でのローンの軽減というのは妥当かと思っておりますので、検討して参りたいと思います。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

町長が言われた財源の10,000千円、今、定数削減が出ておりますけども、今度11名になりますよね、次の選挙から。あと1名減らして10名と10%の削減で、私は出案しましたが10,000千円出ます、はっきり言いまして。だからこういうのを、やっぱり身を切って、国保税も上がる、水道料も上がるなら、やっぱり私は議員が自らこういうのを考えていくべきだと思うのです。これは多数決の世界ですから、これは何とも言えません。

次に、インフラ維持管理についてお尋ねを致しますけども、民間の専門家を市町村に派遣するという事もあると思うのですが、この辺について町長はどうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今国からも、或いは今までは国土交通省が東彼杵町に来て技術支援をすとかという話は全くなかったのですが、ここ1年、国土交通省とか、或いは、例えば気象庁からでも来ます。災害の仕方とか、今、非常に国から、国の役人さんが技術提携とかしてくれていますので、大いにそういう国の制度を利用して、或いは民間の方のノウハウ、それを活用しながら、多分そういう役人だけでは足りませんので、技術的な社会資本の老朽化の、そういう危険箇所の点検とか対策方法とかは、民間のノウハウの方が非常に高うございますので、出来るものならそういう事を活用しながら、施設の維持管理に努めて参りたいと思います。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

先程、町長も言われましたように、この連携は小規模市町村の連携を後押しする事により業務を効率化し、適切な管理を出来るようにするとありますですね。となれば、郡内に及ばず、大村市とかも提携して、その中心的な自治体が事務を代行する、代行業務、この点については如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然あって然りです。だから固定概念に左右される事なく、出来るものはそういうカバーしながら、例えば施設を、東彼杵町にあるから東彼杵町だけの人が使うのではなくて、大村にあって川棚にあって使っていい訳ですよ、お互いに連携すれば。無いところをカバーしあうのが一番あれですので、新しく作らなくてもそういう事も発想しないと、なかなかこの高齢化、乗り切っていけませんので。そういう点は大いに連携をしながらやって行こうと思います。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

次に、町長選の再出馬について先程答弁を頂きましたが、再出馬するという答弁を頂きました。そこで、旧ひさご荘跡地ですね、町長の構想の中に一番最初、昨年でしたか、テントを利用した朝市や軽トラ市とか、そういうのも挙げられましたけども、まだ全然その動きが見えないのですが、次の町長選挙のあれにもこういう政策を持っていられるのですか。ひさご荘の利用です。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ここは来年は、今のところまだはっきり決定しておりませんが、国土交通省が防災拠点にしようという話が、以前からしていますけども、これが決まって参りまして、どういう風に配置になるのか、その辺が出て、構想まで行きませんが、何らかの形を整えなくてはと思います。色んな今、伝統文化だったり色々ありますので、その辺とか或いは明治の民家、これの活用をどうしようかと今考えていますけども。例えばですよ、明治の民家をホテルにすとかという発想も考えておりますので、そうなってくればどういう施設が必要なのか、その辺を具体的にしていかなければと思っております。それと、トラック市を計画しました。参加者が1人も残念ながらいらっしやい

ません。ただ、1日商店というのを開きました。これは町内からも来て頂いて、テントは確か20張位買って準備しているのですが、5張位しか張れない位の土日で開催しております。これは1DAYストアという事で、1日限りの店という事で、土日限定でやっているのですが、なかなかそれに売ってくれる人の町民の方が、なかなか参加して頂けません。トラック市もしかりです。トラック市も盛んに課長あたりも言っておりますけども、なかなか参加者がいないものですから。もっと、100万人来ていらっしゃる訳ですから、これを活用して、色んな知恵を出して物を売っていけば絶対買ってくれますので。出さなければ売れませんので、少し面倒でしょうけども、トラックに積んできて開くだけですので、是非町民の方のご理解を得て、そういうせっかくの場ですので、活用して頂ければいいかなと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

やはり今度、町長選挙に出馬するにあたられて、ひさご荘、道の駅、全体も含めて、出入り口も含めて、町長は今度の町長選挙にこういう私は構想を持っているのだというのは、訴えて頂いてもいいと思うのですね。と言いますのは、今、彼杵の荘で販売をしていない物、例えば販売の申し出があった時、それは彼杵の荘は彼杵の荘でしょうけど、町有地として、もうひさご荘の跡地は購入したのですから、そういうのを、少し刺激と言いますか、そういうのを入れてですよ、町、賑わい、せっかくの交流人口、そういうのを持っていける気持ちはないですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう気持ちは当然持っております。何とか100万人を利用したいと考えておりますので、色んなご意見を聞きながら、余り建物をドンと作るような事は止めようかと思っております。今ある施設を何とかしたいと考えています。ですから、駐車場があれば何とかイベントが出来ますので、そんなのを利用してしないと、例えばそこに大きな建物をドンと作ってするよりは、私は出来るだけ臨時的にした方が良くかなと思っておりますので。色んな知恵がありましたら、ドシドシ町の方にもご意見頂いて、やれば良いかなと思っております。

確かに以前は、私は屋台村みたいな構想で、東町の道路付近で屋台村みたいにやって、それで民間に入ってもらってという気持ちもありましたけども、駐車場をとにかく確保しなければなりません。そこでイベントを開けばですね、イベントをすれば、県内外から沢山の方がお見えになりますので、そこがここの交流拠点と思っております。こちらに作って来て下さいではなくて、向こうから来て頂いて、イベントをされるような事が一番人口の交流が出来ますのであれかなと思っております。ドンドン出ていっていますので。しかし、ここは何かしますと何でも、ふるさとふれあいでも人が一杯来ます。駐車場が無いです。ですから、体育館とか何とか全部駐車場をやっていますので、そこら辺の周囲に駐車場を作って、真ん中ではそういうイベントが出来るような事。或いは何かの施設を作ればドンドンお客さんお出でになりますので、是非ふるさとふれあいまつりのような、土日には出来るような、そんな仕掛けをしたら一番いいかなと思っています。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

次に、再出馬にあたり、町長の給与についてお尋ねを致します。現在、50%カットをされていますが、職員が町長より高い給与になっている事がありますかね。その点についてお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

職員が高いのはあります。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私はですよ、町長は恩返しとして 50%削減、1 期されましたですね。もう今度は、やっぱり給与というのは、責任の重さによって私は決定されるべきだと考えますが、やっぱり一番最高責任者ですよ、最後は責任を取らなければいけない、民間で言えば社長とかありますよね。

この辺についてどう考えられますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かにそれは、重責で責任取らなければなりませんけども、それはそれとして、当然そういう考え方の方もいらっしゃいますけども、私は初心貫徹で半額でも良いかと思っております。

ですから、例えば国会議員の歳費が 1 人当たり 40,000 千円位払っていると聞きまして、非常に残念に思っております。勿論、国の場合は秘書制度等もありますので、秘書制度が 20,000 千円きりますので、かれこれすれば 70,000 千円位の歳費を使っているのではないかと思っております。だから、この辺はやっぱり小さな町ですけども、大きな声を上げて、そういうトップであっても半額でも別に問題ないかと思っていますので、是非こういう考え方を貫きたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

1 期目の時は議会も承認したのですが、やはり私はですね、私の個人の考えなのですが、責任の度合いに応じて給与はやっぱり貰われても良いのではないかと思います。と言いますのはですよ、熊本県御船町ではバイオマス事業が頓挫し、事業会社に町を経由して出された国の補助金 300,000 千円の返還を、町が肩代わりしたのを違法としてですよ、町長に負担を求めた住民訴訟の判決で、熊本地裁は町長に約 100,000 千円の負担命令を出しているのですね。これだけ重いです。これも職員がよく調査をしていなかったのが原因であるし、議会も議決していたのにも関わらず、町長に負担命令が出たという事は、それだけ職責が重いという事になると思うのですよ。

だから、この辺を私は考慮されて、町長は給与は貰われるところは、50%とか 30%とか言えませんが、もう 1 度再考して頂きたいと思うのですよ、私、今度出馬される時に。初めから 50%ではなくて、政策を打ち出して、そして当選されてからそういうあれを取られるという事では駄目で

すかね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

御船町の話はですね、私友達ですので、この前東京でお会いしまして、そういう悩みを聞きました。これはどの首長でも、そういう 100,000 千円でも 200,000 千円でも返還金がございます。嬉野町でも何千万かの裁判をされましたけども。首長にそういう保険制度がございますので、保険に入っておけば少ない金額で、そういう制度がありますので。そういうのに入らなければなりません。現在、私は入っておりません。ですから、もしかしたら倒産するかも知れませんが、私は町民のために初心貫徹でやろうかと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

最後にですが、今後の人口推移状況によってはですよ、合併か単独かというのは、町長の構想の中に入っておられますか。今後の事についてです。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは私もちょうど今位には、本来ならば合併の問題も道筋をつけたいという話をしていました。しかし、今の状況を見ますと、人口減少で、例えば大村市を見ても 75 歳以上の方が 9 千人いらっしゃって、これが 2040 年には 1 万 6 千人になります。倍になります。時津町、長与町も同じような現象です。東彼 3 町は同じような事で、同じような現象になりますけども、そうなりますと 75 歳以上が増えたとなりますと、介護とか医療とか、それが大変な事になっていきます。そこら辺の見極めが本当にどうなのかですね。確かに今、お出でになります東彼杵町出身の東京会の会長の浦安の辻さんという方がいらっしゃいますけども、この方が、浦安が正にそのとおりなのです。だから浦安を見て下さいと。浦安を見て合併を決めたが良いですよと、お話も聞きまして、本当悲惨な、今東京新宿なんかは高齢化で火葬場とかゴミとか処理が出来ません。とにかくそういう手立てがない訳ですよ。人口構成がですね、若い人がいなくなって。ですから、そういう町と合併とかになった時にどうかなと問題がありますので、非常に今躊躇致しております。

ですから、構想まで行きませんが、しばらくはこの高齢化社会になる前にすべきなのかどうか、そういう大変な町と一緒にするのか。その辺が一番、小さくても、別に人口が減っても皆で頑張って、5 千人になっても頑張っていけば、そういう町でも良いのか。その辺は住民の方のご意見を聞きながら、選択をして行ければ一番良いかなと思っております。

○議長（森敏則君）

以上で 9 番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

引き続き、一般質問を続けます。

次に、6 番議員、吉永秀俊君の質問を許します。6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

私は通告しておりました3点について、ただ今から町長に一般質問をさせて頂きたいという風に思います。

まず、第1点目、自治体通販サイト JAPANsg。これ名称が10月1日より自治体特選ストアという事になっておりますので、ここの契約内容と現状について、まずお聞きしたいという風に思います。

町長は今年3月の施政方針の中で、通販サイトを使って頑張る人を応援します。これは武雄市が中心に行っているFB良品サイトでの出店であります。知恵を出して頂き、特産品やこだわりのある商品など、町民皆様の挑戦をお願いしますと述べられております。

この通販サイトは町長が言われているように、樋渡武雄市長、これは知事選に出られるそうで、前武雄市長ですけども、流通革命を起こすとの肝いりで、平成23年11月に開設されたインターネット通販サイトですが、売り上げデータに関する疑問や、送料表示に関する特別商取引法違反の疑い等、あまり良くない評判も聞かれているサイトでございます。本町は今年7月に、21番目の加盟自治体として、このJAPANsg（当時）との出店契約を交わされているようですが、以下の点について町長の所見を伺いたいと思います。

まず、第1点目に、既に加盟をされております自治体への聞き取り調査など、慎重な事前審査は当然行われたと思いますけども、契約を決断された最大の要因と言いますか、理由は何だったのかをお尋ねしたいと思います。

2番目、7月に契約をされた時の契約の内容、金額及びランニングコストについて伺いたいと思います。

次に、現時点での町内応募業者数、売上金額、九州地区で加盟をされております7自治体の昨年度の実績を伺いたいという風に思います。

次に、2番目の質問です。給食センターの管理状況と今後の方針について。

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食、肥満など子供達を取り巻く健康問題が深刻化しており、また、食を通じて地域を知る、地域の食文化を継承するなど、学校給食に係る役割は他方面にわたり、ますます大きくなっています。更に、ノロウイルスなどによる食中毒や、食物アレルギー問題など、調理現場における専門的衛生管理、専門的栄養管理が以前にも増して重要視されておりますので、給食センターの人事を含めた管理状況に関して、町長の所見を伺いたいと思います。

まず、第1番目に、昭和55年に工事費124,000千円、備品購入費35,000千円など、総事業費162,500千円で設置されました現在の給食センターは、非常に老朽化、また壊れた部分が目立ちますが、修理、改修、または新築の予定は今後あられるのか、あられないのかをお尋ねしたいと思います。また、現在給食センターは町の直営ということになっておりますけども、今後将来もこの給食センターの直営を堅持されるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

次に、10月15日付で給食センターの職員を募集されておりますが、この職員募集について、次の3点を伺います。

1番目、技能労務職員とは正規職員の採用なのか。昭和50年4月1生まれまでと、昭和50年4月2日から平成8年4月1生まれまでと受験資格要件で、調理師の資格の有無があるのは何故なのか、具体的にお尋ねします。また、それぞれ何名の応募があり、資格要件を問わない年齢応募者のうち、調理師免許を持った受験者は何名いらっしゃったのかどうか。

次に、一次試験の内容と、二次試験の面接はどのようにして行われたのかをお尋ねしたいという風に思います。

最後の質問です。千綿紡績跡地の今後について。

千綿紡績跡地の活用については、私の平成 24 年 6 月、平成 25 年 12 月の一般質問では、企業誘致をしたいとの答弁でしたが、今年 3 月の一般質問では宅地造成をして売り出したいとの答弁に変更をされております。そして、その答弁どおり、今年度の当初予算には測量設計業務委託料が計上され、議会もこの予算を承認しました。

しかしながら、その後、瀬戸自治会及びその周辺住民から、跡地の継続使用や造成反対を旨とする請願書、陳情書が提出され、12 月現在に至ってまで測量が実施されておられません。次の 2 点について町長の所見を伺います。

1 番目、計画どおり宅地造成を推進されるのか。そして、もし推進されとなれば、当初予算に計上された測量はいつ実施をされるのか伺いたいと思います。

以上で登壇の質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お答えします。自治体通販サイトの件ですけれども、中段に売り上げデータに関する疑問や、送料表示に関する特別商取引法違反の疑い等と、あまり良くない評判も聞かれるサイトですという事ですけれども。具体的にどういう事ですかね。これをちょっと説明お願いします。

2 番の給食センターの管理状況ですけれども、新築の予定はございません。それから、将来的にも直営堅持かという事でございますけれども、これは児童数とか人口減少とかありますので、将来的には分りません。当面は直営で臨もうと思っております。

そして、職員募集につきましてですが、技能労務職員とは正規職員かですけれども、正規職員でございます。それから調理師の有無は、内容は人事に関する事でございますのでお答え出来ません。応募の状況は 40 歳以上が 5 名、40 歳未満は 12 名の応募で、3 名の方が調理師免許をお持ちでございます。そして、一次試験の内容ですけれども、教養試験、これは高校卒業程度の社会、国語、数学を行っております。それと作文試験を行います。二次試験につきましては面接の予定でございます。

それから、千綿紡績の跡地につきまして計画どおり推進されるのかでございますけれども、現状では計画どおりでございます。それから、2 番目の当初予算、測量はいつ実施されるのですかですが、これは自治会の方から 11 月の 21 日に説明会をして欲しいという話があつて、予定をしておりましたけれども、自治会自体がちょっと話がまだ決まってない、方針が決まってないという事で、延期の申し出があつておりますので、これは今答える時期にはございませんので、宜しく願いしたいと思っております。登壇の説明は以上で終わります。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

まず町長、1 番目の質問ですよ、ランニングコスト、契約の内容、ロ・ハは全然答えて答弁されていないですけれども。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だからさっき言った、売り上げデータの疑問とか、特別商取引法の違反とか、どういう事ですかと言っているのですよ。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

これ、私インターネットで引いたのですけども、今年の2月9日、九州経済産業局に JAPANsg を特商法違反で申し出ましたという、こういうチラシがございます。それと、売り上げデータがよく分からないというのは、売り上げデータ、なかなか、加盟自治体の方が教えて下さらないのですよ、具体的に。例えば、何処の町のこういった資料がありますけども、この現在、東彼杵町が入る前は20自治体が参加をされているのですけども、その内の売り上げデータを公開されている所が半分も無いのですね、半分も無い。だからそういう事を申し上げているのです。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、それはですよ、何時これは、議員はお知りになったのですか。

○議長（森敏則君）

今、町長からの質問のような形になっておりますが、吉永議員、町長が答弁しやすいような形で質問の方でお願い致します。

○6 番（吉永秀俊君）

ですから、今言ったように、こういうインターネットで引くという事がありますという事を言っている訳ですよ。データが全然出てこないのですよ、各自治体の、加盟自治体の。それとさっき言ったこれ、見て下さいよ。2月6日にちゃんと訴えられているではないですか。それはともかく、肝心要の契約の内容と金額、ランニングコストをちょっと教えて下さいよ。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いや、私が言っているのは、これ議会で議決してもらった訳でしょう。だから何時知ったのかと聞きたかったのですよ。議会議決が3月にあった訳でしょう、予算のこれが。だからこういう評判のデータを、何時知ったのですかと議員に聞いているのですよ。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

私、この問題で色々調べまして、これ一般質問する前ですよ。ですから、一般質問する前。

私も結構研究しましたですよ、11月の時期にですね。11月の時期の事でございます。

○議長（森敏則君）

町長、あまり議員に対しての質問という形ではなくて、確認という形をお願いします。

○町長（渡邊悟君）

それでは、確認ということで。これは最近知ったという事で言われておりますけども、この評判を、こんな事を議会で言われたら益々これが、後で売り上げを言いますけども、売れなくなりますよ、こういう事を言われたら。それで、こういうインターネットからの情報などを信用されたら困りますよ。この件は今裁判であれしているのですよ。提訴する準備をしているのですよ。だからこれ片付いているのですよ、半年も前に。それで、後ですね、特別商取引法という法律ありませんよ。こんな法律はありません。何処から引っ張ってこられたのですか。だから私が言っているのですよ。こういういい加減な事を言われたら困るのですよ、だから。だから答えます。

それでは、イの方からいきます。これを決断された最大の要因は何ですかという事でございますので、東彼杵町の知名度アップとか、或いはネット販売を希望される農家の所得向上なのですよ。そして6次化なのです。6次化産業なのです。非常に残念な事に、東彼杵町は光ファイバーが来ておりませんので、整備が最低でございます。だからこんな事をドンドン住民の方も知って頂いて、そういう光ファイバーが引けるような態勢作りという事も1つにあります。

それから、ランニングコストですけれども、これは、まずこういうサイトを開くために2,160千円の費用が掛かっております。これ26年の7月に契約を致しております。そして、契約内容は東彼杵町のフェイスブックという事で、自治体特選ストアという事で、アプリケーションの開発とかそういった開発とかをやってもらうのが2,160千円です。そして、実際動くランニングというのは毎月、これは26年の9月から払っておりますけども162千円、これは運用費を管理費用で払っております。

そして、現時点では町内の応募者は、売り上げですけども、九州の自治体はよく分りませんけども、出店を申し込みされた方は13店舗です。そして現在登録された方が9店舗です。その内容が、お茶が5店舗、鯨が1店舗、漬物が1店舗、みかんが1店舗、焼物が1店舗です。計9店舗です。売り上げは残念ながら6千円しか売れておりません、10月現在で。

九州の実績は、勿論武雄市が2,280千円売り上げておりますけども、26年度は16,000千円位売り上げが上がっております。それから、25年12月までの加入自治体は18自治体であった訳ですけども、平均で892千円売り上げがあったそうです。そういう事でございます。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

先程、私、特商法というのを略語ですね、言ったままでこれ間違いかもしれませんが、特商法という事で通販には載っております。それを、今おっしゃったように、ランニングコストで毎月160千円、それで初期契約で2,160千円ですか。これは、町長よく御存知だと思いますけども、日本で一番最大の市場と言いますか、楽天市場ですね。これどの位掛かると思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは存知ておりません。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

これ今の、計算しますと、初期に2,160千円でしょう、毎月160千円だったら年間1,900千円位ですか、合わせますと4,000千円位掛かる訳ですよ、1年目。先程言いました楽天市場なんかは、せいぜいでも5,600千円ですよ。それで月の更新料といいますか、ランニングコストは30千円から50千円なのですよ。これに比べて非常に私は高いと思うのですけども、町長はどう思われます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは武雄市の、そういうヒットしているサイトですか、これあたりを利用しながら活性化をしようと考えておりましたので、楽天との比較はやっておりません。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

私、昨年度の、25年度の売り上げを見ていますと、確かに武雄市は5,000千円位ありますね。しかし、他の自治体は殆んど何万とか何十万の世界ですよ。松坂牛で有名な松坂市なんかは、もっと売れているだろうと思ったら、たった57千円しか売れていないのですよ、1年間で。このサイトを通した売り上げは。それで、今町長がおっしゃったように、現在9店舗の方が参加されているそうですが、たった6千円の売り上げでしょう。4,000千円に対してですよ。これはあまりにも効率が悪いというか、そういう風に町長、思いませんか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに、ご指摘のとおり効率が悪いです。しかし、この通販サイトとかは、開設をしなければ売れません。これは何の公共事業でもそういう埋没する費用というのが出てくる訳です。これは何でも出てきます。公共団体は全てです。1,000千円掛けたから1,000千円儲かるかという事ではないのです。そういう1,000千円掛けたけども、これは埋没でどちらにしろ開くためにはいる訳ですね。その後、160千円の月の管理費が要る訳ですから、これは職員も、それから売る人も、もう少し努力をしないとイケないのです。それはサイトですから自分で努力をして物語を作って、お茶を売るなり何なりとしないと駄目ですよ。だから、そこら辺は皆さんが努力です。知恵の出し方です。ですから私も今までのやり方が十分ではなかったと反省をしていますけども、幾らかでももっとアップになるように、これは通販サイトは分りません。道の駅でも一緒なのですよ。あれは3年で潰れると言われて、今あれだけです。だから、そういう投資というのは必要なのですよ。そこは分ってもらわないと事業は出来ません。やって、確かにおっしゃるように、続けてみて、どうしても赤字になれば断念せざるを得ないです。いつまでもする訳には行きませんので。しかし、やってみてヒットするかも分りません。それは公共事業なのですよ。だから、そこはご理解をして頂いて、あまり評判が良くないとか言われるのは、非常に私達は迷惑しています。だから、出来ましたらも

う少し、町民の方が9名今いらっしゃいます。本当はもっと出して欲しいのですよ。それで、先程も申しましたとおり、松尾さんあたりはネットでも売っているのですよ。だから、ネットで売って、お茶が無いくらい売れているのですよ。だから、そういう風に皆さん努力をして頂こうと。町民の方に努力をしてもらおうと思っています。だから、工夫をしてサイトが本物になるように、もっと努力をしなければならないと思っています。町の指導もこれからしなければなりません。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

町長、先程 4,000 千円というお金ですよ、たった 6 千円でしょう、現在。これが 1 年間続くと 60 千円、70 千円位ですよ、このまま行きますと。あまりにも費用対効果がかけ離れている。私はそこを言っているのですよ。それで、先程努力をしなければとか、出店をされた方がそういう事をしなくていいのですよ、出店するだけで。後は出店サイトがやってくれるのですよ。だからこんなにお金が掛かるのですよ、更新料とか手間賃が。出店した人は出店するだけでいいのですよ。後のノウハウは全部出店をした所が、例えば楽天とか、そういう所が宣伝とか何とかしてくれるのですよ。だからこれだけの経費が掛かるのではないですか。そう思いませんか。

私はそれで、もう 1 つ疑問なのは、現在 21 の自治体が加盟されているのですけども、この運営会社の本社は、現在武雄市にあるというような事が書いてあるのですけども、東彼杵町も運営自治体の、例えば株主で言うと株の出資者なのですか。どういう風になっているのですか。

○——△——

産業振興課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

株主ではございません。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

株式会社だから、株式会社ではないから、多分株主ではないでしょうけども。一時金ですね、2,160 千円の。例えばですよ、万が一このサイトが倒産したり何かしたら、これは返ってくるのですか、返ってこないのですか。

○——△——

産業振興課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

これにつきましては、あくまでも当初の作成費用とかサイトの開発費用ですので戻ってきません。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

そういう事なのですよね、2,160 千円返ってきません。それで町長、先程、町内の優秀なお茶農家の事を言われましたけども、これを計算しますと、ランニングコストだけで年間毎年 1,900 千円位ずついるわけですよね。もしそういうお金があったらですよ、私ならばやる気のあるところに、例えば 100 千円か 200 千円補助金を出して、そこでその業者さんが、自分の一番いいと思うサイトに出店をされるような補助金を出した方が、よっぽど私は効率がいいと思うのですけども、どうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、10 月から始めた訳ですから、様子を見ながら、どうしても採算性が悪いならば撤退します。それは早く撤退します。だから、しかし挑戦をしないとどうにもならないものですから挑戦をします。それから、個人で努力をと言いますけども、それはやってくれますけども、基本になる物語を作るのは自分達なのです。説明会に来た人は分かるのですけども、自分達は生産者がもっと努力をしないとイケないのです。だから米とかも売れるのです。自分が作ったという事で、今は動画で配信出来る。動画で顔が出るような事をしていけば、サイトももっとあれる。努力をすればいいのです。ですから、そこら辺と事務局と打ち合わせをしながら、努力をしないとイケないです。黙って貼ったままでは駄目です。それは絶対に駄目です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

何故、私がこういう事を心配しているかという、私、実は 7 月に、この加盟自治体の 1 つであります太刀洗町ですね、福岡県の。そこにちょっと監査の件で視察に行ったのですけども、その時の議長さんの話では、売り上げが、我々議員もしているけどよく分らないと。そして、もう 3 年間続けたけども、一番売れた時で 1,000 千円もなかったと、2 年間の内に。だから、議会としては平成 26 年度一杯を目途に、もうこれを止めるように要望をしたいというような考えをされたのですよ。そういう懸念もあります。それともう 1 つは、このサイトの一番の求心力だったのは樋渡市長なのです。この方が中心になって、全国に呼びかけて、樋渡さんがしているのなら良いだろうという事で、それに賛同された自治体がされたのですけども。さっきも言いましたように、樋渡さん今度は武雄市長を辞められましたですね。という事は、カリスマ的な人が辞めた。これで私、もう求心力が物凄く無くなってきたのではないかと思います。このサイトに対する。だからそういう懸念があったものですから、町長、やはりこのままこのサイトを続けられるのかという事をお尋ねした訳です。

○議長（森敏則君）

町長、今吉永議員の最後の質問で、このまま続けられるのかというような質問だと思います。

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはそのまま続けるのか、もう 1 つもっと違う、同じ系列なのですけども、実は、これは国内

向けなのですけども、今から国外向けの自治体連携の東南アジアの輸出の話がこれと繋がって、今来ていますので、その辺を兼ね合わせながら、もう少し検討をしたいのですけども。様子を見ながら、あまりにもコストが高くなって販売価格が低いとなれば、それは早めに撤退をしたいと考えております。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

これに関係する質問最後ですけども、町長お気づきになったと思いますけども、私の今質問の中で、このサイトが3年間ですね、23年ですから3年間で、3回変わっているのですよ。最初はFB良品サイト、次はJAPANsg、そして今年の10月からは自治体特選ストア。名前が3回変わっているのですよ、3年間の内に。普通、名前というのは、会社の名前というのは、一番大事な中心处ではないですか。その名称が3年間の内に3回も変わるという事は、私非常に、何で変更されると町長思います。3回も名前が変わったという事は、どう感じられます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは協議会が作ってされる事ですから、我々が決める訳ではないので、どういう風にされるのか。確かにここら辺の違反とか、何とか話があつてますので、その辺に応じて、ずっと改正をされたと思いますよ。ですから、そこら辺の内容は私も分かりません。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

だから私が最初に言ったように、違反などの疑いがあるという事で、色んな問題があるから、私は名前を変えられたのではないかと。だからそういう、私個人の考えで言えば、あまり信用出来ないようなところなのかなと。信用性がないのかなと思うのですよ。だから心配しているのです。このまま続けて良いのかなという事を心配しているのです。

そういう事で、次の給食センターの問題に入ります。先程町長は、給食センターはこのまま直営を堅持したいとおっしゃいました。私も正に、直営でやりたいという事で言われたので、私も是非それを続けて頂きたいという風に思います。というのは、やはり今、子供の学校給食に関しては、安心、安全、そしておまけに地産地消という事で、色んな貢献分野がありますので。是非、本当なら今は学校別に調理をするというのが、本当は一番良いのでしょうけども、そこまで出来ないので。是非、先程の答弁のように直営というのは、是非続けて行って欲しいという風に思います。

それで次に、職員さんの採用試験の話なのですけども、私これを、職員さんの採用を見まして、何でここで、こんなに調理師免許を持っている人を、例えばこれは40代ですよ、昭和40年4月2日から50年の4月1日生まれ、現在40代という事です。40代の方は調理師免許を持った人を採用しますよ、高校卒以上は調理師免許を持っていない人を採用しますという事で、これはちょっと、こんな資格要件、逆ではないかと思うのですけども。町長どう思われます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これにつきましては、人事ですから内容をご説明出来ません。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

人事ですから内容は説明出来ませんと言われれば、身も蓋もないではないですか。一般常識から見て、高校を出てから正規職員になられる方でしょう、正規職員でしょう。高校を出られて、今から 30 年、40 年学校給食センターで働いて頂く方ですよ。その職員の募集でしょう。その方は調理師免許を要らない。逆にいるのではないですか、今からはキッチと調理師免許を持って、先程言いましたように、衛生管理とか栄養管理をして頂かなければならないのですよ。逆に、40 代の方は調理師免許を持っていないといいのですよ、豊富な経験があるから。私は全く逆だと思いますよ。

それともう一つは、職員を採用する時に、ここまでは免許を持っていないといけない、ここからは免許を持っていない。これは差別と言いますか、これはちょっと採用の方法としてはおかしいのではないかと思うのですけどもね。どう感じられますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは議員さんの考えであって、栄養管理なんかは栄養管理師がいますよ、ピシャっと。ですから後、何を考えているかと言いますと、年配の、年上位は資格を持っている人が欲しいと私は考えている訳ですよ。後は、39 歳未満は若い人に、資格が無くても、今雇用が無いですから、どんどん採用しますので受験して下さいよという意味ですよ。だから、意図するところは年上がしっかりした資格を持っているという事は、それは私の考えの人事で、どう今から運営していくかという考えなのです。だから、それはここでは言えませんと言っているのです。差別では無いです。

それと、今まで町民にはあまり知られていないのですけども、全部嘱託ではないですか、今まで。私町長になりました。嘱託の方が 5 人、正規職員が 2 人しかいないのですよ。全部認めてきているではないですか、皆さん達が、直営と言えども。資格持っていないですから。だから私は資格を持っている人、持っていない人でも良いではないかと。嘱託の人が良いならばそれでいいではないですか。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

町長はそういう風におっしゃいますけども、現在嘱託の方は 4 名いらっしゃいますね。5 人ですけど、1 人は今欠員になっているようなんですけども。その 4 人の方は全部調理師免許は持たれないのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

現在 4 名の嘱託の職員を雇用致しておりますけども、内 2 名が調理師免許を取得しております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

先程、面接の人員が 40 代の方が 5 名、40 代以下が 12 名で、その内 3 名の方が調理師免許を持っておられるとおっしゃいましたけども、40 代の方、ここには現在 4 名おられる嘱託職員さんの中で、2 人が 40 代でいらっしゃいますから、採用基準には合うのですけども。この 40 代の 2 人の嘱託職員の方は応募されましたか、されませんでしたか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは人事ですので、言えませんという事です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

それはおっしゃってもいいのではないですか。もう済んだのでしょうか。済んでないのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

二次試験があるのですよ。その時、合格発表をしますので、それで判断して下さいよ。それは関係ないでしょう。私達が人事で決めている訳ですから。その人を採用しなさいという事ですか、それなら。そういう話に聞こえますよ。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

私が言ったのは、先程嘱託職員の 40 代の方には、今調理師免許を持った人が 1 人、調理師免許を持たない方が 1 人いらっしゃるのですよ、嘱託職員の中で。そして、この応募基準で言いますと、2 人のうち 1 人の方は受験出来るけども、1 人の方は受験出来ないのですよ。同じ嘱託職員の中で、でしょう。だから、そこら辺は不公平ではないですかと言っているのですよ、もし応募されているのならば。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

誰が応募しているのか私も分かりません。職員さんが受けているのかどうなのか。知っているのですか。そういう事は、議場の場では言えないですよ、人事ですよ。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

だから、嘱託職員が4名いらっしゃるでしょう。その内、受験の採用規格になる方は2人いらっしゃるのですよ。だから、その方達は応募されたのですかね。それを聞いているのです。それは答えられないのですか。答えられなければいいです。

そしたら、もう1つ聞きます。40歳以下、その方達が12名応募をされたそうですけども、新卒は何名いらっしゃいますか。

○議長（森敏則君）

吉永議員、新卒というのは学校を卒業したすぐの事です、ね、高校、大学。そういった解釈でお願いします。

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ採用も何もしてない訳ですから。一次試験が終わっただけですから。そんな事を我々があーだこうだと、新卒かどうか分かりません、そんな事は、まだ。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

応募者の年齢はわかるでしょう。40代以下で来年高校を卒業された方は何名位いらっしゃるかは答えて良いのではないですか。ちょっとサービスして下さい、その位。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

逆に聞いてどうするのですか、それを。何か奥歯に物が挟まったような聞こえますけど。そういう事はこっちに任せてもらって、新卒の方は調べれば何名か分かりますけども、それは新卒もいらっしゃるでしょう。あっても議員さんには関係ないのではないですかね。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

分かりました。それはそれで終わります。

そしたら先程、一次試験はどういう風に行われたかという事をお聞きしましたら、教養試験をされた。それと、作文をされたと答弁がありましたけども。普通、私達も民間会社とか、県庁とか市役所関係の一次試験を見ましても、一次試験というのは大体スパッと絶対的な評価をしてですよ、例えば、点数が何点以下だったら一次試験合格とか。絶対的な評価をするのが、私は一次試験ではないかと思うのですけども。この中に作文というのは、例えば、点数が絶対的な点数を付けられないですよ、作文は。例えば、筆記試験だったら100点中、50点、60点と付けられるのですけども。

作文というのは物凄く恣意的な評価が入って、所謂相対的な評価ではなくて、絶対的な評価の対象にならないと思うのですよね。ですから、普通の採用試験には作文というのはあまり無い、殆ど無いのですよ。何故この一次試験の中に作文を採り入れたのかですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは教養だけではなくて、どういう気持ちでお考えなのか、そんな事を聞くために、作文しかございませんので、そういう事をするのは、それは無いところもあるでしょう。しかし、作文という今まで過去もやっている訳ですから、全く問題ないかと思えます。全て役場の職員でも作文等の試験もありますので、それぞれ一次試験ですよ、それは全部、作文は。一次試験で作文がある訳ですから教養もありますよ。全てありますよ、作文はありますよ。別にあっていいのではないですかね、色んな意味で。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

私としては、やり方としては、例えば、一次試験はさっき言ったようにスパッと、時間があまりないですから、例えば、スパッと絶対的な評価で切って、そして普通の場合、二次試験で面接とか作文をして、その人の適性とか性格とかやる気とかを図るのが、私は二次試験と思うのですよ。だから、二次試験には、多分この中で何方が面接をされるのか私もよく分かりませんけども、町に重要な職にある方がキチッと面接をされて、先程言ったような相対的な評価をして、最終的には採用という事になるのでしょうか。

出来れば一次試験というのはスピーディーに、例えば、1週間後に結果が分かるというような事で、普通の所はやっているのですけども。町の場合はそういう事で、永年のしきたりで、作文までも一次試験の中に入っているというのは、ちょっとおかしいのではないかという事をお尋ねしているのです。どうですか、町長。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

作文が入っているからおかしいとかという判断がおかしいですよ。それは、通常教養があれば作文もあって然りでしょう。別に問題ないと思えますよ。何んで議員さんがそこら辺のあれをせろ、これをせろと言われるのが私は理解出来ませんけども。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

先程も言いましたように、やはり職員の採用とかいうのは、私何故ここまで言うかという、やはり公平公正は当たり前ですよ。その次に透明性というのが必要なですよ、透明性。ですから私はそこまで言っているのです。一次試験で相対的な評価をされたら、ひょっとしたら素晴らしい能力の方が表現力が下手で、一次試験ではある程度の教養判断が出来ますけども、二次試験で本

当はそういう事をするのが普通ではないかなと、手間をかけてですよ。そういう面接の仕方はどうかという事で提案をしている訳ですよ。今までが一次試験で作文までやっておられたという事ですから。なるべくなら一次試験というのはスパッと絶対的な判断でして、二次試験で慎重な面接、作文をするのがいいのではないかなという事を言っている訳です。

それで次に、千綿紡績跡地の問題ですけれども、これは町長、推進されるという事でもう変わりませんね、今回は。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程も言いましたとおり、現時点では計画どおりですと言っているのですよ、現時点で。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

実は、これは我々議会も関係をしていまして、議会も陳情とか請願を受けて、地区の住民の方との話し合いをした訳ですけれども、一番問題になっているのは、ここが現在3地区くらいのグランドゴルフの会場になっていて、地域の健康増進とか語らいの場という事で、なかなか役に立っているという事で、今年の4月になって急に、ここではもう使えませんよと。宅地を造りますよという事を急に出てきたと。それまでには全然地域には説明がなかったと。4月になって、ようやく地域に対して説明があったと。もう少し早めに地域に、区長さんあたりを通して、お知らせを願えばというのが一番の、我々も陳情とか請願を聞きに行って、一番本来はそこだったのですけれども。聞くところによりますと11月の21日ですか、向こうから要望された話し合いがキャンセルになったという事で、町長は1回もまだ瀬戸地区には説明にはいらっしゃっていませんね。何故説明をされないのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

時間が取れないのもありますし、まず基本的な事をですね。21日、行くとしたのですよ、来るなと言われたのですから。行こうとしたら来ると言われるのですよ。よく考えて下さいよ。行こうと思っているのですよ、皆さん行くなと言ったではないですか、議会では。おかしいですよ、それは。それで、早めに行けば良かったのですか。違うのですよ。4月まで、1年間貸しているのですよ。今すぐ返せではないのですよ、1年間貸しているのですよ。そして、賃借契約ではなくて使用許可なのですよ、ご存知のとおり、議員さんされましたので、使用許可ですよ。使用許可ですから、早めに行こうが行くまいが関係ないですよ。4月まで貸している訳ですから。来年の4月以降がまた問題ですけれども、そこなのですよ。だから、要望が沢山あると聞いていますけれども、まずそこですよ、そこ。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

町長ですね、こういう時は、1年間あるとおっしゃれば、杓子定規に行けばそうでしょう。1年間、来年の3月いっぱいまでは使って良いという使用許可を出しているのですから、町がね。しかし、やはりこういった問題は、我々議会ですら6月に請願が上がった、9月に陳情が上がった時に、2回、3回、現場に行って、また、委員会でも行って、説明を受けているのですよ。それで、町長はまだ1回も行っておられない。しかし、向こうから来るなど言われた。しかし、それは11月の話でしょう。陳情とか請願が上がったのは、6月、8月の時点ですよ。そういった時点まで、まだ全然地域との話し合いに出掛けられないというのは、私としては、一番最高責任者たる町長としては、ちょっと怠慢と言いますか、やはりもう少し住民の方の本音を聞く機会を持つのが、町長の役目ではないかと思うのですけども、どうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

役場の行政の仕事は町長だけが職員ではないのですよ。副町長も全部いますよ。行っているのですから、4月の時点で。そこで話がそういう事になったのですよ。そして議員皆さんも行かれて、議会で決めたでしょう、返してもらいように決めたではないですか、皆で、全会一致で。そこを何故説明しないのですか、そしたら、地域の方に。地域に行こうとしたら、地域はまだ纏まっていないのですよ。陳情書は全く駄目だという事で、今言っておられるのですよ。来てくれるな、纏まってないと。誰が作ったのかという言い方をされて、聞かれて、聞きましたけども、ある議員さんとか、ある何処かの人が作ったと、その文章を作ったとお聞きしました。地域の方が作っていないのですか、地域の合意が出来ていないのですよ。だから来てくれるなど言っておられるのですよ。だから今から行こうと思っているのですよ、そういう事です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

ですから、これは下水道を、公共下水道は出来ないと、千綿川から東の方は。その時も、都市計画に入っておりました私の地区を初め、全ての地区は副町長が説明をされて回りました。この地区は公共下水道は来ませんよ。すみませんけども合併浄化槽で、これだけの補助金を増やすからして下さいという説明は、副町長がされました。それで先程、確かに副町長が今年の4月に説明会に行っておられます。しかし、先程も言いましたように、地元が一番思っておられるのは、町長自らがもう少し誠意を持って詳しく説明して下さいと。それは分かっていると、1年間の使用許可だけしかないというのは、地域としても分かっていると。しかし、本当は、このまま宅地造成をしないで、このままこの地域で使わせて欲しいというのが本音なのです。そういう本音の下に、全く宅地造成という事で町長がこのまま押し出していけば、来年の4月からは出来なくなる訳でしょう。予算も、これも私、測量設計の話を後からしますけども。まだ出来ていませんけども、この予算どおりいけば、今年度中に測量設計をして、来年から多分造成が始まるのではないかと思うのですけども。そこら辺でやはり、町長自らが行って、1回で良いですから説明をして下さいというのが本音ではないかと思うのですけども、どうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、11月の21日に行こうとしたら、来るなど言われているのですから。いやいや、嘘ではないですよ。行こうとしたら来るなど言われたのですよ、地元が纏まってないからと。意見統一が出来ていないから来るなど言われているのですよ。だから、意見統一が出来たらいつでも行きますよ。そういう事です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

だから、そういう向こうから来て下さいと、町長自らがもっと前の時点で、言ったでしょうが、6月に請願が上がって、7月に陳情が上がったのだから、そういう事になる前にキチッと説明をしていたら、請願も陳情も出なかったかもしれないのですよ。私はそこを言っているのですよ。それが町長の役目ではないですかと。そういう住民の方に請願とか陳情を出させる以前に、ちゃんと町長が、トップが行って、地元住民を説得して、納得して、そういう話をするのが町長の役目ではないのですかと私は言っているのです。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あのですね、副町長ですよ。副、町長ですよ。冗談ではないですよ。行きますよ、副町長も、ピシャッと、正確に。そして、副町長が行った後に、議会報告会で何と言いました。聞くとところによれば、そこは使用許可ではなくて税金を払っているから、返さなくていいですよと言っているではないですか、議会が、議員さんが、聞きましたよ。そんな事をして、私に行けとは何ですか、そういう事は。それは、ちゃんと区長さんが私に言うのですよ、誰々に書いてもらったと、話があったのですよ。その話は聞きました。本当何か、瀬戸地区おかしいなと思って。私は最初、陳情に来られた時は、4月の時点でちゃんと区長さんに話をしていますよ、話をしています。今日傍聴に来ておられる方も1名いらっしゃいますけども、そのとおりですよ、私は嘘を言ってないですよ。

まず最初は、使用許可ですから返して下さいと。議会も一致して返して下さいとなったでしょう。そこなのですよ、返して下さいよ、まず。体育館を使用許可で貸します、そしたら返さないというのと変わらないのですから。一応返さないといけないのです、町の方には。契約ですから。これは賃貸契約ではないのですよ。そこをまず決めないといけないのですよ。そして、後は地元の要望ですよ、そうでしょう。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

先程も、繰り返しになりますけれども、とにかくもっと早く、町長自らが説明をして頂ければ、これ程の問題もなかったという事を言いました。

それと、先程測量をするとおっしゃいましたけども、今年度中に予算は執行されるのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、さっきも言いましたとおり、今の時期にはお答え出来ませんという事です。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

もう今 12 月ですよ。あと 3 か月間しかないですけども、いつされるか位は、予算はあるのですから。測量設計は今年度中に、今の話ではいつされるのか分からないと、今年度中にされるのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それが分かりません。地元と話をして、どういう事になるのか、現時点は計画どおりです。話をして、どうなるかですよ。そして、話が進んで、上手い具合にいったら繰越でもしてやるしかないでしょう。

だから、止める訳ではないのですよ。するとしていますから、今の時点では。あと、地域と、呼んでもらって話をして、それから測量をするかどうか、今から決めるのですよ。だから今遅れている訳ですよ。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

話が、これは何の話か、千綿の展望台の話もそうでしたね。要するに、議会で議決をして認めたのだから、町長、今年度中にするのが普通でしょう。今の町長の答弁は、はっきり言って予算を作る時の話でしょう。予算を作る、予算編成の段階でそういう話をして、地元との調整をして、予算を作る時にですよ、そしてそういう調整をして、予算を上げて、議会が承認したら本年度の、何年の何月に執行するというのが普通の道筋ではないですか。だから私は何回も言っているでしょう。根回しもされてないし、決まってからの地域との直接説明も全然ないない、そこを言いたいのです。展望台の時もそうではなかったですか。結局、補正で上げて執行出来なかったと。そして止めたという事になった訳ですよ。ですから今度の、先程の町長の話によりますと、地区の住民さんとの話をいつされるか分かりませんが、その結果次第では、推進するとおっしゃっていますけども、その推進するのがまた変わる可能性もあるのですか、地域の話し合いによっては。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、地域の話し合いによって、今言う議会の議決を頂いて、今調整をしながら説明に行きましたけども、地元と合意が取れませんので、だから今まで延びている訳ですよ。だから、これから調整をしながら進めて行きます。それは当然どうなるか分かりませんが、今から。今の現時点では、すると言うしか言えないですね、予算を取っている訳ですから、予算を取っている訳ですよ。する

という事で、今からやらないといけませんですよ。何ヶ月経ってもやらなければいけませんですよ。今現時点ではですね。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

だから言ったではないですか。予算を執行しなければならないのですよ。議会も可決したのだから。だから、予算が執行出来るように、さっき言ったでしょう、予算を編成の段階でそういう事は話し合って、地域とは全て終わってないといけませんですよ。それを、予算を上げてから、全く千綿の展望台と一緒にではないですか、やり方が。そんないい加減な予算でいいのですか、予算編成というのは。町長も課長時代を過ごされたでしょう。その時は、町長に喧しく言われたのではないですか。その当時の町長さんからは、予算を組む時はこうやって組みなさいと。せっかく予算を上げたものが、年内に執行出来ないという事は町長の責任なのですよ。だから、予算を編成する時にしっかり地域と話し合って、根回しをして、地域の皆さんの同意を取って予算に上げるのが普通ではないですか。だからそこら辺が出来てないから私は言ってるのですよ。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

予算を作って、そしてすぐさまそれを発表したら、行きました。副町長が2回位説明会に行きました。そしてそこら辺で、地域の話し合いが出来ているものと思っておりますけども、今度議会に請願が出ました。今役場に出たのは10月16日に出たのです、町の方には。地域から出たのは10月16日ですよ。最初請願が出ました、請願は取り消し、議会は取り消して、下げられましたけども、役場のはずっとそのままですよ、請願のままですよ。議員さんで議決したのは、議員さんが紹介議員とは何ですか、それは。考えられないでしょうが。そういう事が議会があっている訳ですよ。それでずれたのですよ、10月に。それで陳情で10月16日上がってきたのですよ。即話し合いを持つという事で、11月21日にそれでは話し合いをしましょうかとなったのですよ。それを今度行こうとしたら来るなど言われるのですから、どうしようもないですよ。だから、民意と話し合いをして進めというのが基本ですから、遅れても仕方ないですよ。住民の意見を十分聞いて行かなければならないですよ。それは一方的には出来ませんので、そういう事は。だから、最初のクリアの使用許可、これは絶対守ってもらわなければいけません。そこをしてもらえればいい訳ですよ、あとは話し合いです。そうでしょう、まず返して、使用許可は返してもらわないといけませんですよ、使用許可ですから。そこをクリアして、あとは、それから先は、話し合いをすれば良いではないですか。だから、今の時点では執行出来ませんので、現時点では今の予算のとおり進めなければならないとしか答弁出来ませんという事です。ずっと流れがある訳ですから。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

確かに、この中に紹介議員さんがいらっしゃいます。しかし、紹介議員さんのあの時の趣旨では、議会は予算を認めたけども、一番請願の趣旨を紹介議員さんがここで説明をされましたけども、そ

の時は、地域との話し合いが全く出来ていないから、地域との話し合いをしてくれというのが、1年間の延長でなくて、使用の延長でなくて、それが一番趣旨だったのですよ。請願議員さんの話を聞いたところ、地域との話し合いが出来ていないから、もう少し地域に行って話しをして下さいというのが、あの時の請願の趣旨だったのではないかと私は記憶しているのですけどね。だから、予算を決めたからどうのこうのではなかったという事で私は思っております。どうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それはそのとおりですよ。そういう、地域との話し合いをせろという事で、それはそのとおりだと思っております。それと、あと、設計業務は執行において、町長から地区住民へ十分な説明を求める、求めに来いという地区の人の陳情があったのですよ。皆さんは不採択になりましたよね、行くなと決まりましたよね。どうすればいいのですか、そうしたら。そうでしょう、不採択になりましたよ。だから、私は行こうという事で、逆に不採択ではないと、行きましょうという事で21日にしているのですよ。だから任せて下さい。瀬戸地区と町の話し合いをすればいい訳ですから、別に問題ない訳ですよ。

何という事はない訳です。ただ、使用許可だけは、やっぱりピシッと解釈をしてもらいたいと思います。

○議長（森敏則君）

吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

町長、1点だけ確認しておきます。1年間ですよ、使用期間は。毎年更新になっているでしょう。1年間で更新、使用願いですから。これは、また3月頃、ちょっと伸ばしてくれというような話が出てくると、当然引き受けられますよね、話し合いの状況にもよるでしょうけども。例えば、測量設計を繰越しですと、例えば、測量設計を来年の6月とか7月とかするように繰越しになったと、そしたら4、5、6くらいの使用許可を、また出されるのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、地元と協議をしなければ分かりませんという事なのですよ、想定が。想定が分かりませんよ。

○議長（森敏則君）

最後の質問となります。吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

とにかく、今回の件もそうだったのですけども、これは我々議会からの要望ですけど、とにかくそういった予算が組まれて、それが執行されないというのが、もう2、3ある訳ですよ、この2年間の間に。

そして特に、補正で上がったにも関わらず執行されないという、またそういう例もありました。私が町長に要望したいのは、やはり先程言いましたように、予算編成をする時に、特に地域を巻き

込んだような事業をする時には、もう少し予算の段階から、もう少し早めに地域との話し合いとか根回しをして頂ければ、こういったトラブルが起こらなくて済む訳ですから。そういう事を強く要望したいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはトラブルと思っておりません。地元の方の理解が、我々の説明が足りないのですよ。分かりますか、使用許可ですよ、まず。そこが原点ですよ、使用許可なのですから。だから、返してもらう事なのですよ。返してもらったら、そこで地元がどういう要望が上がるか、そういう事でしよう。それが話し合いですよ。それで頭振ったら、皆さん採択したですよ。そうではないですよ、ちゃんと議会で全員○となっているではないですか。嘘言ったら駄目ですよ、議会だよりに書いてありますよ、○で。全員ここに、これは×か、全員×で、それは認められないと、全員、全会一致でしているではないですか。そこはそれでしょう。それで遅れたのは、逆にむしろ議会の方ではないですか。議会が色々介入したからそんな風に変な事をしたからではないですか。

○議長（森敏則君）

時間がきましたので、これで、6 番議員、吉永秀俊君の質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 16 分）

再 開（午後 1 時 15 分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。一般質問を続けます。

次に、7 番議員、佐藤隆善君の質問を許します。

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

先に通告しておりました質問をさせていただきます。先程、ちょっと同僚議員の質問と重複するところもあるようでございますので、そこは割愛してお尋ねをしたいと思います。

1 番目に人口減少対策の実績はという事で、まちづくり課の 9 事業、産業振興課の 2 事業、町民生活課の 2 事業、町民福祉課の 2 事業等が人口減少対策として町の方針として上げられておりますが、今年度の実績について伺いたいと。それとまだ 3 月までございますので、見込みもございましたらお尋ねをしたいと思います。

これはやはり今日本中、人口減対策で国全体の人口が減っている訳ですから、何処の市町村もこの対策に頭を痛め、こういう言い方をしたら失礼ですが似たような政策というか、そういう事が今挙げられているのではないかと思います。その中で私共も驚くような事は、最近では東京都の中でも町中でも、例えば区単位で人口減対策というような事も行われていると聞いております。これは、少子高齢化、簡単に言いますと少子化が原因と言われておりますが、間違った発言で物議を醸している大臣さんもいらっしゃるようですが、作らないのが悪いというような事をおっしゃいますが、

何故出来ないのかというのを考えるのが政治家の仕事ではないかという風に思っております。

町議会の議員と言えども、一番末端の政治家と言えれば政治家でございますので、その点は一緒に考えていきたいという風に考えております。

それから2番目に全国学力テストの結果と指導方針はという事で掲げております。

これは6月の定例議会で、一般質問で学力テストの必要性、或いは今後の方針とかいうものをお尋ねしておりますが、結果が出ておりますので、この結果について教育委員会としてどういう風に捉えて、また今後の教育委員会の指導方針としてどういう学力向上のための指導をしようとされるのか。その点について教育長の考え方をお尋ねするものであります。

これも何か学校別に公表をするのだという風なところもございましたが、実質的には市区町村で判断に任せるという事で止まっているところもあるやに聞いておりますが。実際のところ小規模校の、例えば、小学校の児童数、中学校の生徒数が少ないところは公表しないのだと。ただ大規模校については公表するのだという踏み込んだ意見を述べられた教育委員会もあるようですが。この前回の6月議会の時には学力テストの必要性とかという事をお尋ねしたと思いますが、ここの後、条例改正の小学校の統廃合の問題も、この指導方針の中に含まれるものなのか、どうなのか。そこら辺も含めたところで回答をお願いしたいと思います。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、1点目の人口減少対策の実績はでございます。

まずまちづくり課の9事業でございますけども、最初はまちづくり支援交付金でございます。実績と致しましては、平成26年度は事業費で5,968千円、決算が5,109千円です。5地区の6団体でございます。ソフト事業の分が4地区で5団体、ハードが3地区の1団体でございます。次にこれは12月5日現在の支出負担行為での済んだ分だけの実績でございます。

それから2点目の持ち家奨励金につきまして、これにつきましては平成26年度が制度の適用を受けた件数が14件ございまして、その内、新築が12件、中古住宅が2件でございます。支出額が4,850千円、子ども加算を行ったのが1,800千円でございます。その中の建築業者はどうかという事でございますけども、建築業者は町内が3件、町外が9件、転入者は6世帯で15人となっております。

次に3番目の空き家活用促進奨励金、これは登録とか改修とか提供とか移住とかございますけども、まず空き家登録が4件で80千円、空き家改修等が1件ございまして、これも88,740円。次に空き家提供奨励金ですね、これは奨励金ですけども4件で800千円です。そして移住等の奨励金が6件の900千円です。合わせまして1,868,740円になっております。

次に空き店舗活用促進事業補助金ですけども、26年度は4件賃借料が350千円でございます。改修事業が3件ございまして、これは1,443千円でございます。それと経営開始奨励金というのがありますけども、これは4件の800千円でございます。合わせまして2,593千円になります。これは全て町外からの方の4件でございます。

次に企業誘致対策事業の工場設置等奨励補助金でございますけども、これは本年度は該当ございません。

次に婚活事業ですけれども、これは平成 26 年度は 3 回開催を致しておりまして、11 月の 16 日にプチ町コンですか、喫茶店の香門で開催を致しております。男女それぞれ 5 人ずつで 10 名の参加でございます。残念ながらカップルの成立はあっておりません。次に平成 26 年の 11 月 30 日にいこいの広場で行いました、恋のバームクーヘンという取り組みですけれども、これは男性が 11 人で女性が 18 人だったと思います。これは 1 組カップルが成立した模様でございます。それから、今度行います、平成 26 年の 12 月 14 日の日曜日にクリスマスパーティーという事で総合会館で行います。これは今からの取り組みでございます。

それから産業振興課関係の青年農業者の実績でございますけれども、青年就農給付金でございます。これは農業を始めてから経営が安定するまでの 5 年間ですか、要件を満たす方へ交付をする訳でございますけれども、すいません最長 2 年間です。研修が 1 人当たり年間 1,500 千円を最長 2 年間を行います。実績と致しましてはお茶農家が 2 名、繁殖業が 1 名です。そして現在就農希望している人が 1 名いらっしゃいます。また 27 年の 3 月には 1 家族 5 名が本町に転入をされる予定になっています。これは島原の方でございます。そして今後も 5 名の方が予定をされておりまして、その内 2 名は町外からの新規就農という事になっています。これはダブって説明をしときます。

就農支援につきましては、これを借りてやろうという人はまだ出ておりません。

それから、出生祝い金ですけれども、出生祝い金は現在 11 月の申請分までですけれども、見込みと致しまして 11 世帯で、それと育児報奨金が 14 世帯という事で全部で 25 世帯がみどりの基金の対象で育児出産の祝いでございます。

それから医療費等につきましては、特定不妊治療費助成事業がある訳でございますけれども、26 年度の実績は延べ 3 件で 200 千円の実績でございます。それから妊婦健診 14 回分ですけれども、これは 1 人当たり 100 千円の助成をしておりますけれども、延べの 285 回、2,139,700 円の実績でございます。これは 10 月分までの実績でございます。

それから乳児健診 2 回分の、これは 1 回当たり 10,800 円の助成ですけれども、一人当たりこれが延べの 33 回の 178,200 円でございます。これも 10 月までです。

それから新生児の聴覚検査助成が一人当たり 1,500 円行っておりますけれども、これは 22 件の 33 千円です。これも 10 月まででございます。

それから赤ちゃん訪問という事でやっておりますけれども、これも延べの 18 件で、これは第一子のハイリスク児を対象にしておりますけれども、第二子以降の訪問はすくすくねんねの委託で延べの 13 件となっております。

それと乳児相談等につきましては、3 か月児、8 か月から 9 か月児で行っておりまして、3 か月児が延べの 30 件、8 か月から 9 か月児が延べの 30 件でございます。

それから幼児健診というのが 1.6 歳、2 歳、3 歳、5 歳と行っておりますけれども、受診率が 1.6 歳が 97.3%、それから 2 歳が 80.6%、3 歳が 92.3%、5 歳が 88.8%でございます。

それから発達等のハイリスク児の支援という事で、子育て相談とか電話相談とかやっておりますけれども、子育て相談が 9 件、電話相談が 30 件、訪問が 30 件という事でございます。一応登壇での説明は終わります。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

佐藤議員のご質問にお答えします。6月の議会で本テストの意義等については、お話していたとおりでございます。今回実施されまして、その結果が出ました。各学校の点数等の細かい結果については控えさせていただきますが、本町の状況の概要について述べさせていただきます。

実施されたテストの教科及び内容ですが、国語と算数、数学であります。その中でA問題、これは主に知識であります。B問題、活用、応用で構成されています。A問題、B問題という内容で構成されています。まず、小学校の方ですが、本町では全国平均と比べると、国語Aは僅かに低い、国語Bはやや低い。この僅かというのは1点前後、ややというのは2点前後であります。算数Aは非常に低い、これは5点前後であります。Bは僅かに低いという結果になっております。

中学校は、国語Aは僅かに低い、Bは高い、これは3点から4点であります。数学Aは僅かに低い、Bは高い、これは4点から5点であります。特に中学校において国語、数学共にB問題については、応用、活用については、県下でも上位の成績を修めております。本町の課題は小学校、算数A、知識、これはこれからの我々の大きな重点努力目標になります。

本町の特徴と致しまして、先程のような結果が出ておりますけれども、学力向上を図るための教育委員会としての方針等についてであります。まず本年度から議員皆様のご理解を頂きまして、学力向上を図るための教育指導員として、週3日勤務の条件で教育委員会事務局の方へ配置して頂いております。各小学校におけるこの指導員は各小中学校に於ける校内研修、授業研究等での指導助言等を積極的に行っております。また県教育委員会との連絡調整及び学力向上推進会、これは年3回、県教委が主催して行われます。出席もして頂いているところでございます。学校の方への指導と致しましては、テスト問題を全員の先生に解いてもらう事。また子ども達の結果を分析検証して、各学校の課題を把握し、その解決を図るための授業の改善を図る事。学校としての学力向上プラン作成をして頂き、その実践をして頂いております。

12月4日には千綿小で言語活動の充実を目指して、2か年の指定研究を終えたところであります。また、千綿中学校では県の教育センターの校内研修の実践校として、それぞれ機会あるごとに授業を通した研究がなされております。また、音琴小学校に於きましてはNIEの実践協力校として、今その実践を積み重ねているところでございます。

その他人事の案件と致しまして、複式学級、音琴小、大楠小学校にございますが、これも議員皆様方のご理解を頂きまして、複式支援解消のための支援員を大楠小学校に2人配置致しております。これは大いに効果を上げているところでございます。また彼杵小を含め配慮を要する子への支援員も配置致しております。その他県から定数学校の定数以外に加配というのがありますが、本町においては小中学校6人プラスαで6人配置して頂き、少人数指導等に関わっております。

これはその他の本町では、ここ10年位、標準学力検査を4月に実施致しております。これは小学校1年生を除いて全学年実施しております。1人1人の子供たちの学力の向上を図る上で、大いに効果が上がっているものと思われまます。

先程ありました統廃合に関わってという事でもありますけれども、これは複式解消をする、これには大いに役立つと思っております。また統合した地域等の保護者の方との話等を聞いておりますと、それぞれ良く勉強するようになったという話も出ております。ただ地域への説明会の中で、ある方から私の経験上、不登校になった子どももいるという事も指摘も受けておりますので、その辺は

我々としても十分配慮をしなければいけない事だと思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

町長にまちづくりの人口減少対策という事で、これだけの項目の取り組みをされているのは評価するわけですが、この現状を見ますと、やはり子育て世帯、ここにやはり先程の同僚議員の質問も集中しておりましたが、ここにやはり手厚い町なり標榜して、宣言して、外部から一人でも多く住んで頂くという風なことに重点を置くような政策に切り替えた方が、より効果があるのではなかろうかと。先程来年の4月にも立候補すると、それは結果は見えておりませんが、その中でこういう風な子育て世帯を大事にする町、こういうような事をやはり謳い文句にしていかなければ今後のまちづくりは出来ないのではないだろうかという風に考えますが、町長、如何お考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

正にそのとおりだと思っております。こういうメニューを一杯挙げた町は何処でもあります。確かにあります。ですから、特色のあるまちづくりをするためには、今言われた町として何か標榜して子育て日本一の町とか、そういう事をしないとなかなか集まってくれません。その中で一番考えなければならないのは、若者を集める子育て世代に手厚くするという事でございますので、これは前提には光ファイバーあたりをしっかりと入れたところの基盤を作って、それに子育てをするような事も組み合わせをしていかないと非常に、ここが若い人がやっぱり意見を言われるのが、どうしてもそういうインターネットでも何でも使えないと、魅力がないとおっしゃるものですから。全て転出をされるような時代になっておりますので、そういう特色を持ったプランというのは作ろうかと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

もう1つ、周りを見渡した場合に、例えば隣の大村市、勿論高校生まで大村市内で済む訳ですね。ところがこの場合は義務教育までしかない。ここにやはり魅力に欠けるところもあるのじゃないかという風に考える訳ですね。そして、その中で子育て世代というのを重視という事を私申しましたけども、例えばですよ、我々年代で一定の年齢になった、家はこっちにもある、年老いた親もいる。しかしながら帰って来た人は誰もいないですよ。だからそれはずっと繰り返しでそういう時代を過ごしていると思うのですよ。だからこの世代に幾ら重点を置いても帰って来ない訳ですよ。皆それぞれの出て行ったところで自分達の生活を作ってしまう。そうなったら、例えば今子育て世代の中でも子どもさんだけ家庭を持って町外に出ているところが既に沢山ありますよね。これを呼び戻す何か方策をやはり考えていかないと、その全くここに縁もゆかりもない人に住みませんかと言ってもあまり効果がない。それよりもこの出身者で、例えば近隣の町や市に住んでいる方々、この人達を家庭の問題まで行政が入る訳ではありませんけども、同居出来るなら同居しませんかと、こういう特典があるのですよと。そういう風な新しい考え方というか、古くて新しい問題、これも

町長どうですか。今から先に検討して頂く訳にはいきませんか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今就任しまして自治会を回って何とか集会とか女性対話集会をしてきました。しかし、今地域エリア担当制と各地区に職員の配置をしております。それは、今議員がおっしゃった、とおり一遍の話なのです。人口が減少してどうしようかと。具体的な話は出ません。ですから、今考えているのは集落点検と言いまして、自治会の方からもう1つ下がった隣保班と言いますか、隣組です。そこまで職員が入って、それぞれ実行組合単位で自分の家の後継者問題をどうするのか。病院へ行く足の問題とか、買い物に行く足の問題とか、具体的に何処にバスを持って来たら乗れるとか、そういう集落点検をしようかと思っています。そこまで下がって政策をしないと、本当に家族が私自身も子どもが出ている訳ですから、どうしたら帰ってくるかと、何年頃帰ってくるかと、その間どうするかという事を、やっぱり隣保班単位に下げたところで本当に膝をつき合わせて職員も入って、真剣にその辺を吸い上げて、そして具体的にどういう方法をすれば、町バスだったり、墓の管理だったり、公民館の管理だったり全ての管理辺りがスムーズにいくかという事で、それをやってみようかという事で、今回地区にお願いをしましてアンケート調査をしましたけども。そこに本当は入れたかったですけども、どうしても時間的に余裕が無くて当面アンケートにしましたけども。次の段階はそこら辺はやろうという事で担当とも話をしておりまして、そういう実際、生の地域の方がどういう困っておられるのか、その辺を具体的に引き出して、そしてそれを政策に生かすという方法しか、なかなか町内に帰ってきてくれとは言えませんので。家庭的な話ですので、それをどうするかというのを真剣にやっぱり議論する時期に来ていると思っていますので、そういう集落点検を是非やりたいと思っています。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

今回のニュースでも皆さんご存知のとおり豪雪大雪で孤立した、そこを確認する。そういうような事についてもですよ、やはり今おっしゃるような隣近所でお互いが確認をし合うそういうシステムというのが、どうかすると欠けている地区もそれぞれ出てきている。若い層がいない、これはどうも出来ない訳ですね。だから財政的な問題、それから国県の縛り、色々あるかと思うのですが、やはり若い人達に帰って来て貰う、一緒に住んで貰う、こういうような事についての今ここにある空き家でないとどうも出来ない。幾らか手を入れないと同居出来ない、そういう世帯についてはやはり何か救済措置と言いますか、そのような事を幾らかでも考えて財政的なものを、それで一定の年齢以下の人達に住んで頂く。そういうまちづくりというのを思い切って金ばかり、どの位掛かるというのははっきり見えないものですけども、こういう考え方は如何でしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう表面的に人口減対策と何千万と準備をして制度を作ってもなかなか利用して貰えませ

るので、もう1回今さっき言いましたとおり地域に入ります。入ってどういう助成をしなければならぬかというのを、理論ではなくて地域に入って住民の方から聞くべきと思っております。どういふところに手を差し伸べて欲しいかという事ですね。同居するにしても、例えば合併浄化槽あたりが整備してないからどうにかしないといけないという事で、その制度の補助率を一気に上げて行くものか、その辺の見極めが役場の机の上では全く分かりませんので、具体的に入っていって、どう子育てに必要なのかというのを、実際自治会ではなくて、もう1つ隣保に入って隣方班でどういふ風に困っているという事を明確にしながら、具体的に打っていけば私は出来ると思います。ですから、人口は8,400人で5千人に減っていく訳ですけども、5千人でも構いませんので。例えば5千人ではなくて6千人位まで何とか押えようかと。逆算して何家族位あと東彼杵町に転入してもらえば何とかやっていける町になるのかというのを逆算して逆にそういう手法もしながら何と言いますか、手厚くそこを打っていけますので。実際それが生でするので、そこに架空的に予算を上げるのではなくて、そういうものに重点的に措置が出来るかなと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

私も考えてみますと、1期目4年目を迎えている訳ですけども、この中でも人間人口を増やすという事はとても無理だと今の時点では。いかに目減りを押えるか。そしてこの中に住んでいる人達が、ここに住んでいて良かったと思うようなまちづくりという事で、私も活動をしてきたつもりですが、まだまだ理想に程遠い状態でございますので、一つ2期目、また新しい考え方で進んでいかれる事を希望してこの質問は終わります。

教育関係ですが、やや低いとかいう風な事で分かりにくい表現。先程から聞いていて、やや低いとか何とかと言われても、それは何だという感じで聞いていた訳ですけども。例えば教育長、今回出されております来年度までで、大楠小学校と音琴小学校の統廃合の問題も出しておられるようですが、例えばですよ、今この学力の関係で言わせて頂くと、世界で一番子ども達の学力が高いと言われているのはフィンランドですね。フィンランドの中では何が行われているか。殆どの学校が20人学級ですよ。その中で学力が高いと言われている訳ですね。日本の場合は、見てみると35人学級をやっとこさ維持してきた訳ですね、多い所で。そしたら今度は財政的な問題で40人学級にまた戻せという議論が始まっている訳ですね。だからこの統廃合、それは必要な面もあるでしょう。ただ学力面からいくと少人数で行き届いた教育というのも1つのメリットではないですか。どうお考えですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今佐藤議員がおっしゃったのは、地域へも説明して参りました。メリットとデメリットが要する小規模校、中規模校、大規模校それぞれあります。今言われたように国としてはフィンランドが一番そういう風な状況で良いと言う事ですが、実際上海があそこは上海国みたいになって色んなPISAとか何かの検証では一番と言われていますが、そういう小規模校の学級のメリットもあります。極小規模校のメリットもあります。ただそのメリットの中で何処を優先していくかという事、これか

ら子ども達は今日日本の教育が向う方向は国際化であります。コミュニケーション能力、読み書きそろばん、日本はこれの基礎はある程度出来ている。足りない所は国際化、つまりコミュニケーションの言語能力が低いという事で世界に向かって出ていった時に、そういうのが一番弱いのが日本の若者であると言われて、文科省はそういう方向で今教育の方針を取っております。したがって、例えば複式学級、これは他所もあるのです。ただ、そういう中で我々としては子ども達がそういう将来に向かって伸びるそういう環境づくりをしてやりたい。そのためには、やはり1学級、少なくとも言われたように20人から40人、少なくとも20人から40人の間のそういう規模で学習させるのが、日々の生活をさせるのが子ども達の将来に向かってより良い方向であろうという事でそういう条件づくりをしていった訳であります。したがって小規模校がいいのか、極小規模校がいいのか、中規模校がいいのか、それは一長一短ありますので、その所は佐藤議員が言われたとおりであります。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

この学力テストというのは世界標準で数値を見比べる、或いは国内の都道府県市区町村の子供達を見極める、この判定基準に使われる訳ですよ。それでその中でどのようにこれを活かすかというのが各市区町村の教育委員会の役割であってと、私は考えている訳ですけども、先程からおっしゃっている教育指導員さんを教育委員会に置いてある。これで良いのですかね。他には何か委員会として、どのようにこれを活かしていくかという方法は先程述べられてなかったみたいですが、という風に考えておられます。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

今の教育指導員の活用の仕方ということで宜しいのですかね。現在ですね、前彼杵中学校校長、有田校長に教育指導員として先程の条件で勤務をしてもらっています。各学校の授業研究とか校内研修とかずっとあっております。町内小学校4校、中学校2校、全部関わってその時間帯に行って指導をしたり、一緒になって共同研究をしたり、県から先程言った千綿小学校、千綿中学校、音琴小学校、それぞれまたその内容で指導に来られます。その時も出て行って一緒になってその場で研究協議をして、そこに指導助言をしてもらっております。したがって、教育指導員の果す役割というのは、いなかった時といた時と、これは随分違って学校の方も色んな助言を頂いて助かりますという意見も校長、その他の先生から聞いております。したがって、その効果は大いに発揮されていると思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

私が申し上げているのは、教育指導員を置いた。そこに経費がかかっている訳ですから、この方が効果を上げられるのは当然でしょう。ですね。ただ教育委員会としてこの学力テストの結果を見て、どういう風な指導方針を立てられるのですかと、最初からお尋ねしているのですけども。どの

ようなという事なのです。というのは先生方の指導を重点的にやるのか、内容をどうするのかというのを私はお尋ねしているのですが、どうもこの教育指導員だけの話で終わっているようなのですけども、どうですか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

このテストの目的は、先程言われたように子供達の学力が低下してきたという事からスタートしてきた1つのテストなのです。今言われたように、低下してきたという事で行われたのですが、この目的は結果を点検検証して授業改善を図っていくという事であります。それを学力向上に繋げていくという事であります。学校、教育委員会としては、その結果を見て先程言いましたように先生方が全部問題を解いて、ただ中学校は教科も違いますけども、やはりキチッと解いて、どういう問題が出ているかを分析して、授業改善に繋げていくという事であります。これは先生方、学校と校内研修、授業改善に係っておりますので、その指導は教育委員会としては校長研修会の折、教務主任研修会色々、研究主任研修会ありますので、その都度お願いしているところであります。

まず先生方がそういう問題をキチッと解くという事、そういう指導はやっております。私は現在のところ先生方は教育委員会の指導方針に沿ってやって頂いているものと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

統廃合の問題は別に条例が上がっておりますので、その折に質問させて頂くという事になりますが、ただ1つここで関連で申し上げておけば、来年度、大楠、音琴、彼杵小学校ということで上がっておりますけども、ただ千綿中学校の専任教師の不足、これは解消出来ない訳ですね。千綿中学校の専任教師の標準教科と言います、主要教科と言います、これは先生、専任の教科の先生がいらっしゃる、あとはいらっしゃらないという事ですね。これは解消出来ないのでしょうか。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

これは千綿中学校につきましては、3 学級でありますので定数が決まっております。定数が決まっておりますので空白が2教科出来ます。2教科出来ますが、今のところ特別支援学級とか免外を持ってもらっています。免外で1教科は持ってもらっています。それで一応埋まった状況ですが法的に定数法でいけば、今議員が言われたように欠員の教科が出てきます。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

今の定数、子供の学年で少ないから1つに纏めるという考え方、先程から申し上げておりますように、小学校の場合はそれでいいでしょう。ところが中学校になった場合には、小学校は先生が1人の先生が殆ど全部の教科を担当して教えられる訳ですね。中学校に行ったら専任の先生方がそれぞれの資格を持った先生方がいらっしゃる訳ですね。だったらこれは統廃合の問題、先送りすれば

する程、結局学力の低下に繋がっていきません。主要教科だけは先生方は配置はあるけど、その他は、例えば美術であったり何であったり、そういうような事はどうでもいい訳ですか。専任の先生がいらっしやらないという事は。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

最終的には学力という事、そういう視点から話させていただきます。統廃合の定数云々ではなくて色々なそれに対する、要するに欠員に対する方法論は教育委員会として県教委の方をお願いをしまして教職員の配置をお願いしているところであります。やはり学校というのは国語から体育までバランスの良い教育をするのが学校の役割であります。色々な体育で一所懸命にやる学校、美術で一所懸命学校づくりをする学校、それぞれ特徴があります。国語で学校づくりをしていく、力を入れてやっていく。そういうやる中では、やはり全教科揃っているというのが本来の姿であろうかと思えます。我々もその方向に向って努力しています。ただ、今は再任用の教員とか色々ドンドンドン定数プラスαの教員の雇用問題で勤務する。そういうのが入ってきておりますので、千綿中学校においては、技術が技が欠員ですけども、美術の先生が進んでやってくれているという事で、授業は教材研究をしながら一所懸命やってくれているという事は聞いております。したがって全教科、免許を持った先生が中学校の場合は教えていくのが本来の姿であろうかと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

何名 1 学級でなければいけないとか、それに対して教員数、教員を配置するとかしないとか、これは県の教育委員会なり、文部科学省の考え方であって、それはあくまでも町の教育長という立場でいくと原則的にですよ、1 人であろうと何人であろうと、法の下での平等という事は私いつも申し上げますけども、結局皆受ける権利がある訳ですね、中学校までは義務教育です。義務教育で学校にやりなさいという事で皆やっている訳でしょう。その中で文部科学省が 30 人いないと専任の先生はやらないのか、そういう屁理屈、そういう屁理屈と言ったらいけないですね。そういう決まりは文部科学省が作っているだけであって、本来は今年の 4 月に話題になりました熊本で分校が止まっていたのが 1 人の子どもさんが入学したから、そこに先生を 2 人配置しました。これは当たり前の事でしょう。であるならば、千綿中学校も、専科と言います、その美術であり技術であり音楽であり体育でありというのは、高校入試に関係ないから親もあんまり喧しく言わないから、先生方も配置しない、そのやり方というのは教育長、我々が言うよりも教育に携わっておられる教育長が一番疑問を感じられると思うとですよ。だから私は前にも教育長と何も喧嘩するつもりも何もなかったんですけども、教育長を怒らせた事もありますし、質問の中で。だから教育長がそれを平然とおっしゃったらいけないのですよ。恥ずかしそうに県教委の方にはかねがね要望はしていますと。こうしましたという風な回答をして頂かないと。県の教育委員会で決まっていますものねと言われたって我々知りませんと言わないと仕方ないですよ。認めたらいけない訳ですよ、でしょう。だから、それが結局学力というのは何かという事ですよ。点数で計れない部分と、例えば美術であり音楽でありと専科の先生方がいらっしやって、情緒を高めるそういう事もある教育でしょう。それ

も点数の中に入ってくる訳ですよ。だから教育長にそういう風な事を回答を求めても、決まりきった回答しか出てこないと思いますので敢えて聞きませんけども、そういうよう事は常に要望して頂くようお願いをして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森敏則君）

以上で、7 番議員、佐藤隆善君の質問を終わります。

これをもちまして、4 名の一般質問をこれで終了致します。

それでは、引き続き会議を続けます。

日程第 4 議案第 56 号 東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例の制定について
(委員長報告・討論・採決)

○議長（森敏則君）

次に日程第 4 議案第 56 号東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

住民投票条例制定特別委員長、橋村君。

○住民投票条例制定特別委員長（橋村孝彦君）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告致します。

記

1 付託された事件

議案第 56 号 東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例の制定について

2 審査年月日

平成 26 年 11 月 27 日、12 月 4 日

3 審査の経過及びその結果

12 月 4 日に開催した第 2 回委員会において、本委員会に付託された事件について審査を行いました。

本案は、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による住民投票条例制定の直接請求を受領されたので、同条第 3 項の規定により町長の意見書を付けて 11 月 27 日開催の第 3 回臨時会において提出された議案であります。

同条 4 項の規定により、直接請求の代表者である大石俊郎氏に参考人として出席頂き意見を伺いました。

その後、参考人に対し委員会からの質問にお答え頂きました。

参考人の請求の要旨は財政問題、人口減少問題、少子高齢化社会の到来等を鑑み、本町議員定数のあるべき姿を模索した場合、10 名が適正数であるとのことでした。

なお、前回の議会議決は納得出来ない、多くの民意が尊重されていないので、最後の砦として直接請求制度に基づき住民投票条例の制定を求める請求に至ったとのことでした。

なお、定数削減に賛同する委員も同様な論調でした。

一方、定数削減に反対する委員は折衷案として 11 名としているから民意も考慮した結果だとのことでした。

以上のように様々な意見が出ましたが参考人が退席後、後城委員より住民投票条例の修正動議が提出されました。

その内容は、条例案の第 13 条を第 14 条に、第 14 条を第 15 条に、第 15 条を第 16 条にそれぞれ改め、第 13 条に新たに成立要件として、投票率が投票資格者の 70%に達しなかった場合は開票せず無効とするものでした。

発議者の後城委員に提出理由を述べて頂き、後城委員に対する質疑応答を行いました。

質問の主なものは、何にもならない、時間の無駄である、前回と今回は同じではない町民の声を聞かない姑息なやり方だとか、開票しないのは民意を知りたくないのか、70%の根拠等でした。

これに対し後城委員は、70%の根拠は前回及び前々回の町議会議員選挙の投票率を参考にしたことや、町長や参考人が民意は約 80%であろうと発言されたことも参考にしたとのことでした。

なお、投票率は必要ない、撤廃する気はないかとの質問に、自分の信念は変える気はないとのことでした。

以上のように賛否、様々な意見が出ました。

慎重に審査し採決の結果、修正案については賛成多数で、修正部分を除く部分の原案については全会一致で可決すべきものと決定致しました。

なお、修正案及び修正部分についての対照表は別紙のとおりでございます。

なお、別紙については局長の方からいいですか。

○議長（森敏則君）

それではこの後、委員長に対する質疑が入りますが、ここで委員長報告に対するの質疑に入る前に、修正案の内容について事務局長より説明を加えます。事務局長。

○議会事務局長（有浦幸治君）

委員長報告の別紙に今回の議案に対します住民投票条例修正案を付けております。前回委員会の折に提出されました修正案の中身では、成立要件として 13 条に新たに成立要件として投票率が投票資格者の 70%に達しなかった場合は開票せず無効とする。第 13 条を第 14 条に、第 14 条を第 15 条に、第 15 条を第 16 条に改めるという内容で修正案として提出されました。

この中で条例改正ではないですが、条例のあれを加える場合に、まず条例の挿入である場合。今回 13 条を新たに挿入する訳ですが、先に 13 条を 14 条にという繰り下げをしますと、そこには 14 条が存在致しております。ですからそこに繰り下げる事が出来ませんので、通常は条項の大きい方、後の方をまず先に繰り下げて、そこに空き番を作ってしまう事で、この修正案を作らせて頂いています。ですから委員会の折とは順番が逆になっておりますが、皆さん委員会の折にはこの内容でご理解されたものと考えております。そこで説明続けていきます。

平成 26 年 11 月 27 日に開催された、平成 26 年第 3 回東彼杵町議会臨時会において、住民投票条例制定特別委員会に付託をされた、東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例案の一部を以下のとおり修正する。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加えるという事で、成立要件第 13 条投票率が投票資格者の 70%に達しなかった場合は開票せず無効とするという事で挿入という事になります。

対照表としましては、原案と修正案という事で本則の 11 条から 12 条は変わらず、13 条に新たに修正

案としましては、成立要件の文言が入りまして、13条14条15条をそれぞれ1条ずつ繰り下げて、附則に関しては略という事でしております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

以上、ただ今事務局長から説明したのは修正案の説明でございました。

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

全委員の特別委員会でしたので内容は質疑を致しませんが、3の審査の経過並びにその結果の上から4行目、請求を受領されたとありますがこれは受理ではないですかね。

○議長（森敏則君）

住民投票条例制定特別委員長、橋村孝彦君。

○住民投票条例制定特別委員長（橋村孝彦君）

お答え致します。おっしゃるとおりそれはちょっと私の書き間違いでご理解頂けますかね。そういう事だと思います。失礼しました。

○議長（森敏則君）

他に。

[「ありません」と叫ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

それでは、以上で委員長に対する質疑をこれで終わります。委員長降壇下さい。

それでは、これより討論を行います。予め討論の順序を説明させて頂きます。討論の順序はまず原案に賛成者、次に原案及び修正案に反対者、次に修正案に賛成者、以上3通りの順で討論をして頂きます。それぞれの立場で発言を許しますので、まず今回は委員長報告が修正ですので、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（森敏則君）

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

私は当初に示されました原案に賛成の立場で意見を申し述べます。これは町民の皆様方の直接請求を受け、町長が議案として提出したものでございます。この町民の皆さんの直接請求の思い、或いは民主主義の根幹を成す議会に対して、もう1度よく考えろという風な事を含めたところで町長に提出された直接請求だと受け取っております。だから私はこの条例で色々な条件を付ける事なく素直に議員として受け取り、この決まりによって住民投票を実施し、その結果が如何様な結果であったとしても尊重すべきだという風に考えます。ですから原案に何か瑕疵があるとか、原案がおかしいという事でしたら、色々な意見もお聞きますが、この場合に何もおかしくない、それに足かせをはめるようなやり方、こういう事は許されるべき問題ではない。だから私はそのままで住民投票を行い、結果には尊重を致しますが、もしもこの実施して結果に納得出来ないならば、またその中で住民投票の結果を尊重するという条文がございますので、新たに協議が出来ますし、話し合いも出来ます。その中での話し合いを持てばいい事であって、そこまで考えた条例であると。だから何の不足もない。これで町民の皆さんの要望に答える議会であって欲しいと思う立場で原案に賛成の意見を申し述べました。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

原案と修正案 2 つ言って良いですか。まず原案に対しての反対の立場で申し上げます。本案は既に十分な審議を経て折衷案として議会議決がなされております。折衷案というのは双方の民意を尊重するという意味です。彼らは民意を尊重してない、議会と民意がかけ離れている、我々はあくまでも 10 名だと主張されております。あくまでも 10 名だと主張されますと、自分達の意見が全て正しい、だからあなた方はこれに従いなさいという風に聞こえます。であれば議論が噛み合っていないと言えます。民意民意と民意が最大の権力がごとく主張されておりますが、私達の国は法治国家であります。憲法という権力で社会規範を作り社会の秩序を保つという事であります。民意が憲法や法律を越えて最大の権力であってはならないと私は考えております。司法の判断では事実的な法規範を持つ団体、所謂議会の事ですね、内部規定として時事的処置に任せるとしてしています。

ですから仮の話になりますけれども、これを司法の場に移したとします。仮に住民代表の方が 11 名では納得出来ないとして、これを無効とすると訴訟を起こしたとします。結果は恐らく否定されるでしょう。逆に言えば私達誰かが住民投票条例の制定を求める訴訟を起こしたとします。そうすると裁判官は、あなた方は法的規範がある団体でしょう。ならばあなた達で決めなさいと恐らくこう言われると私は思っております。間接民主制によって議会が最終決定機関として地方自治を執行している現状法の法制度からいけば、これは私は有り得ないという風に理解しています。

また、先般の特別委員会で先程の佐藤議員の話の中にもありましたけれども、姑息なやり方をせず正々堂々とやるとか時間の無駄とか、経費の無駄、それなら否決せよ、等々の発言をされてますし、このような発言も含めて現行法の制度原理、こういったものを総合的に勘案しますと、やっぱりこれは住民投票条例は否定せざるを得ないと、私の結論はそういう事です。そして、この原案に対しては反対としています。

修正案につきましても、実は私は反対の立場をとっています。確かに全国の事例等を調べてみますと住民投票に係る投票率の設定、これは殆どの自治体で定められております。その投票率の設定は実は 50%というのが大体殆ど 50%で設定されております。そこで私達の議会におきましては、既に議会議決がなされております。ですから 50%に対しては、議会決議のとおりそういうものが選定されております。従いまして、50%ではちょっとどうかなという気が私はしてまして、ある程度の上乗せは必要なのかなという気がしておりました。ところが見てみますと 70%という事でした。70%というのが適当であるのか無いのかという、これは議論が分かれるところだと思いますけれども、私的見解でいけば 60 位なら許容範囲かなという感じで私は見ておりました。

それともう 1 つ、開票をしないという事でございますけれども、これにつきましても私はこれも実は反対的な意見を持っています。と言いますのは、開票する、しない。これは本来なら選挙管理委員会がこれを本当なら判断する問題ではなかろうかなという気がします。仮にこれが選挙管理委員会等が判断する事項であれば、我々議会サイドがそこら辺のことまで介入して良いのかなという疑問もありましたので、そういった意味で於きまして原案及び修正案共に反対という立場でございます。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは、次に修正案に賛成者の発言を許します。

3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

私は修正案に賛成の立場から意見を申し述べます。今までの経過を述べてみますと議員定数 12 名から 10 名の削減については、最初何の前触れも無く財政支出の安定を図るという事で昨年突如、議員発議で上程されましたが、議会運営等に支障をきたす等の理由で否決されましたが、議員も自ら身を切る覚悟で臨まなければならないという事で、報酬の 10%程度をカットする議員発議は可決され 4 月から施行されたところでございます。しかしながら 10 人にする案が再び町民の方々からの直接請求により上程されましたが、9 月の本会議で町発展の為には様々な職種、様々な意見を持った人が沢山いて論議することが望ましく、委員会の役割としてもあらゆる分野において調査機能を充実させ、能動的に働き機能することが肝要であるということや、多様な民意を反映しにくくなる。更に委員会の構成上など議会機能が低下するなどのことから否決されましたが、民意を考慮して次期選挙から 11 名にするという事で議会としては可決したところであります。これにより実質 2 名の議員削減になったところであります。議会としても最大限の努力はしたものと思っております。請求代表者の大石さんは署名に回った 80%以上の人は 10 人にする事は賛成と言っておられますし、また町長も同様な事で肯定する発言がありました。しかしながら署名をした方々の中には、内容をよく分からないままに署名をしたと言っておられる方もおられるようです。議会内部の運営上の事については、一般町民の方々はなかなか分かりづらい事だと思っております。議会のことは餅は餅屋に任せろという言葉があるとおりに議会に任せて欲しいなという率直な気持ちもあります。過去の身近な町議選、19 年と 23 年の平均値を見ても 78.31%の投票率であります。少子高齢化が進む我が町にとって、議員定数の問題は将来に亘っての重要な案件であります。多くの町民の方々が内容をよく分かり関心を持って臨んでいくためにも、70%は妥当な数字だと思っております。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは 1 順しましたので 2 順目いきます。原案に賛成者の発言を許します。

11 番、本下君。

○11 番（本下利之君）

原案に賛成の立場から発言します。我々議員は皆さんの民意をこの議会の方に送って頂く訳ですが、議会の中では色んなこの議場の中で色んなお話もして良いかと思えますけども、やはり我々この中で民意を反映させる、このことが我々の役目でありますけども。しかしながら、一歩外に出れば民意が我々議員と方向に向いてないという風なことで今回直接請求があった訳ですが、やはり我々は自分の身を或いは自分の意図するところも二の次に置いて、大勢の皆さんの意見を反映をさせるというのが我々の議員たる範囲ではなかろうかと、我々にもルールがありますけども。やはり町民の皆さんが何も言わないでいるならば議会の中で色んな意見を持ち寄って出来るのですが、しかし、いざ今回の場合は議会の中に、いやそうではないよ、民意はこっちに向いてるよということを直接請求をされた訳ですから、議員としては自分の意見を殺してでも民意をしっかりと聞いて、それを反映するのが我々議員ではなかろうかという風に思います。

今台湾でも民主化運動が上がっておりますけども、あれも 1 つの足かせをしている。今回の方も 70%という投票率がないと開票しなしという風な言い方もしておりますし、こういう風な足かせでは真の民

主主義ではないとこういう風に解釈をします。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「ありません」と叫ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは次に、修正案に賛成者の発言を許します。

滝川君。

○5 番議員（滝川初夫君）

今回の直接請求は有権者の殆どの方が 10 名に賛同されているとのことではなされていると思います。投票率が足かせになっているとも言っておられますが、投票率はある程度を設定する必要があると思います。例えば 30、40%の投票率では 10 名に賛同する人が 8 割位おられるという民意が分からないと思います。民意と投票率は違うという意見もありますが、特に今回の住民投票は人を選ぶ選挙ではありませんので、直接請求の民意を確認するためにもこの修正案に賛同致します。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは 3 順目に行きます。次に原案に賛成者の発言を許します。

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私は議案第 56 号、東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例の制定の原案について賛成であります。先程浪瀬議員は突如として議員削減を出す発議されたと言われましたが、もう大分前に議員連絡会で出したのですよ、私はその削減の事を。しかし皆さん受け止めてくれないから発議をただけです。それで急にされたというのは、非常に私はおかしいと思うのですよね。

それともう 1 つ、今のこの有権者、登録者数で新聞に載りましたが東彼杵町は 7,160 人、川棚は 11,776 人、波佐見は 12,389 人もいるのですよ。約 5 千人うちより多いのです。それでも 2 名減らされたのですね、16 人から 14 人に。それで自治法で認められた直接請求制度は、議会議決に納得のいかない住民の方の取られる行動を無条件で私は認める事が必要だと思うのです。何故なら町議会選挙の時に投票する時に、議員に全てを白紙委任した訳ではないからです。民意を聞く機会を設けられている意味をもう一度冷静に考えるべきだと思います。

何故 70%の投票率の制限を成立要件にされるのか。町議選投票率を根拠にされていますが、今回の住民投票とは性質が全く違います。町議選は個人を選ぶものであり、今回の住民投票は議員数の削減に反対の人はわざわざ投票に行かなくても自分の意見が反映出来るからです。賛成の人は投票所に足を運ばなければ絶対に意見を反映出来ません。貴重な税金を使って 70%を切ったら開票しないということはそれこそ無駄遣いも甚だしい。どんな場合も開票して削減に反対する人の数も把握する必要があると思います。より多くの民意を反映させる必要があるという意見ですが、山口県山陽小野田市市議会の議員定数削減に慎重な市民団体は集会を開いて棄権を呼び掛ける等して投票率 45.53%、成立要件の 50%以上満たさず開票されなかったという例が出ております。

これらの行動とは逆に、成立要件を定めなくても議員一丸となって投票に行ってくよう広報活動をし、議員の主張を住民の方に知ってもらうチャンスではないでしょうかね。お互いに広報車や地区集会等を行うことも出来ますし、その時議会の実情を十分に説明出来ると思います。成立要件を定められる

と投票所に足を運んで頂いた町民の思いも無駄になると思います。また住民投票の結果を見てもう一度議会の議決をする事が出来るのです。その成立要件を設けなくても。その時投票率が低かったら民意を反映されていないという事で議会の最終判断がもう一度出来るのですよ。だから私はそこは成立要件設けずにせつかく税金を投入するなら堂々と受けてもらいたいと思います。何故 70%というハードルを高い設定をされたのか、投票率よりも賛成者の数が多く出るのが不都合だったのか非常に疑問であります。投票を正々堂々受けて頂き、次の議会でもう一度議会がありますから決定するのが筋だと思います。よって原案に賛成であります。

○議長（森敏則君）

それでは次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

[「ありません」と叫ぶ者あり]

次に修正案に賛成者の発言を許します。

1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

私はこの投票は、それぞれ住民に於いては適正な議員定数の確定判断となると大変難しい重要な事件であると思っております。そういう中でこのように住民に重大な責任ある中で投票となると、当然少数意見の判断で決定すべきものではないと判断しております。出来るだけ多くの住民の参加のもと正しく判断し、多くの意思判断の結果決定すべき事件であると認識しております。それには一定の規定条件をすえることで修正案には賛成し、賛成の意見を述べておきます。

○議長（森敏則君）

それでは次に 4 順目行きます。原案に賛成者の発言を許します。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

何度も同じ事を言っていますが、まず第一に修正案の 70%の開票をしないという事ですね。先程同僚議員も言われたように、今回の 70%の根拠となっているのは町議会議員の今までの 2 回の投票率を参考にしたとおっしゃいますが、先程同僚議員が言われたように今回の住民投票のこれは全く性格が違います。8 割の方が賛成、2 割の方が反対だったら 2 割の方は投票に行かれない訳ですよ。そしたら MAX が 80%となる訳ですよ。そこに投票率 70 という事は $8 \times 9 = 72$ ですよ。9 割の方が投票に行かないと、70%の投票率にならないという事なのです。これは不可能に近い数字ですよ。こういう無茶な条件は正に最初から住民投票をしないといった事と同じであります。

そして今回の町長から提案をされた住民投票条例ですけども、これは今まで 2 回の署名活動によってその結果生まれたものです。私はこの町民の皆さんが町民の意向と議会の意向が違うという事で 2 回も署名活動をされ、それも地方自治法に基づいた正式な活動です。そして民意を守り住民としては最後の砦なのです、住民投票というのは。これについては、やはり原案のとおり何の制約も付けずにキチッと投票をして、そして開票をするというのがこの原案の趣旨でありますから私はこの原案に賛成を致します。

○議長（森敏則君）

それでは次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

[「ありません」と叫ぶ者あり]

次に修正案に賛成者の発言を許します。

8 番議員、樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

私は議案第 56 号、東彼杵町議会議員の定数削減に関する住民投票に対する修正案に賛成の立場で意見を申し上げます。今回の住民投票、非常に皆様方は関心をお持ちでございます。関心があるということは必然的に私は投票率が上がり、町民の皆様方の一人一人の意見が投票の結果、これを私は尊重すべきものという風に考えております。町議会と同様それ以上の今回は関心があると私は肌で感じておるところでございます。先程から投票に反対者はいかないという風な発言がございますけども、私は逆に投票に行って貰うように、私はこれからそういう態度でこれからは行きます。こういった事からこの修正案に賛成でございます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

以上で 4 順目が終わったところで後 1 名の発言があっておりません。出来れば後 1 名の発言を許しますが後城議員如何ですか。

それではこれを以って討論は他にありませんので、これで終わります。

それではこれから議案第 56 号、東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例の制定についての採決を行います。本案に対する委員長報告は修正です。

まず委員会の修正案について採決致します。なお、本案は起立によって行います。それでは委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

（修正案賛成者 起立）

○議長（森敏則君）

ただ今の起立者の数が 5 名です。したがって賛否同数という事になりますので、地方自治法第 116 条第 1 項によって議長が本件について採決を致します。

本案の修正案については、議長は否決と採決致しました。

それでは修正案が否決されましたので、次に原案についての採決を行います。原案についての賛成の方は起立願います。

（原案賛成者 起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。起立少数です。

したがって、議案第 56 号、東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例の制定については否決されました。

ここで、暫時休憩致します。再開を 14 時 55 分から行います。

暫時休憩（午後 2 時 46 分）

再 開（午後 2 時 56 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

日程第 5 議案第 58 号 東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 59 号 東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

○議長（森敏則君）

次に、日程第 5 議案第 58 号、東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について、日程第 6 議案第 59 号、東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、以上 2 議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは議案第 58 号、東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例でございます。提案の理由と致しまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 3 次一括法）において、市町村は厚生労働省令の規定に従って、またはこれを参酌して東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を条例で定める必要があるため、本条例を制定するものであります。慎重審議の上、適正なご決定を賜ります。詳細につきましては町民福祉課長から説明を致します。

次に議案第 59 号東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例についてでございます。提案の理由と致しまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 3 次一括法）において、市町村は厚生労働省令の規定に従って、またはこれを参酌して東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を条例で定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い致します。詳細につきましては町民福祉課長の方から説明致します。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

それでは代わりましてご説明を致します。議案第 58 号、東彼杵町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例について説明を致します。本文の 1 ページをご覧ください。3 条に亘ります条文でございます。第 1 条に趣旨、第 2 条に地域包括支援センターの職員に係る基準、員数、第 3 条にその他の基準を定めてあります。

まず今回の条例制定に係る経過等を説明致します。別紙資料の条例の概要をご覧頂きたいと思います。

第1項の趣旨でございますけれども、平成25年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）において介護保険法の一部が改正され、同法第115条の46第4項において地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を市町村の条例で定めることとされました。

第2項で地域包括支援センターの業務の概要について説明を致します。地域包括支援センターとは地域のケアマネジメントを総合的・包括的に行うため、本町では平成19年度から業務を開始を致しております。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種を配置を致しまして65歳以上の方の総合的な相談や支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護などの事業を実施を致しております。本町では町直営の1箇所運営を致しております。

次に第3項の基準の類型でございますけれども、従うべき基準と参酌すべき基準があります。第2条の職員に係る基準及び当該職員の員数につきましては、厚生労働省令で定める基準に従うべき基準として、第3条につきましては、その他の事項に係る基準は参酌すべき基準として条例を定めることとされております。

次に裏面になりますけれども、第4項に示しますように第3条につきましても国の基準どおりで支障がないために現在の省令どおり定めることと致しております。

本文に戻って頂きたいと思います。第1条の趣旨は介護保険法に基づき、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めることとしております。

第2条の職員に係る基準及び当該職員の員数は、国の省令に従うべき基準となっておりますので、省令に沿って定めております。本町の場合、一号被保険者につきましては11月末現在で約2,670名でございます。で推しております。一番下の下段の表で見ますと、ここは保健師1名、社会福祉士又は主任介護支援専門員何れか1名の計2名で出来るという事になっておりますけれども、現在2次予防者把握事業及び介護予防サービス事業、よんなっせとか、それから転倒骨折予防、それからサロン、老人会への派遣事業など実施を致しております、介護予防事業へも力を入れており3名体制で運営しているのが実情でございます。

裏面になりますけれども、第3条その他の事項に係る基準は国の省令を参酌すべき事項ですが、殊更変える事もないことから国の省令に沿って定めているところでございます。

附則につきましては、法の施行は平成26年4月1日でございますけれども、法の一部改正の施行日から起算して1年を超えない期間内で市町村の条例が制定施行される間は介護保険法の経過措置が設けられておりまして、平成27年の4月1日から施行ということで定めております。

次に、議案第59号、東彼杵町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について説明を致します。第1章第1条から第5章の34条までの条文で構成をされておりまして、第1章で総則、第2章で人員に関する基準、第3章で運営に関する基準、第4章で介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第5章が基準該当介護予防支援に関する基準という事で以上の構成となっております。

別紙の資料の条例の概要をご覧頂きたいと思います。第1項の趣旨でございますけれども、経過につきましては議案第58号で説明を致しましたとおりでございます。この条例で定めるべきものは次の3点であります。指定介護予防支援事業者の指定に関する基準、指定介護予防支援に関する従事者の人数、

支援の方法、運営に関する基準、基準該当介護予防支援に関する基準の3点を定めることとなっています。

第2項の対象となる事業につきましては、要支援と認定された被保険者が介護サービスを出来るよう介護サービス計画を作成する等の支援をするものです。

先程言いました様に本町では町職員によります地域包括支援センターがあります。

第3項、基準の類型につきましては、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の2種類です。

第4項につきましては、条例制定に向けた基本的な考え方を基準としています。殊更変更を要する事項もないことから、基本的には省令の基準どおりとしています。ただし、記録の保存につきましては本町の独自基準を設けています。

また、介護保険法の一部改正で指定介護予防事業者の申請については従うべき基準であって、現在まで省令で法人でなければならないと位置付けておりましたので、サービスの安定供給、責任の所在の明確のために申請は法人と致しております。

第5項につきましては、本町の独自基準として記録の保存について説明します。ここに記述していません様に、過誤請求があった場合に給付費の返還に伴う時効は5年間となっていますが、省令で定められている2年間で関係書類が廃棄された場合に問題が生じる可能性があるために、記録の保存期間は5年間保存としました。

本文に戻って頂きたいと思います。条文の中で主要な部分のみ説明をしたいと思います。

第1条につきまして趣旨ですが、この条例に係る根拠法令と定める基準を示しています。第2条につきましては指定介護予防支援事業者の指定について、従うべき基準として根拠法令と法人とするという事を定めています。第3条につきましては指定介護予防支援事業者に関する基本的な事項を定めています。第4条、第5条につきましては人員に関する基準ですが、従うべき基準となっております。次とおり定めています。3章は運営に関する基準です。第6条、支援利用についての手続きの説明と同意に関する条項です。第1項と第2項は従うべき基準、その他の項は参酌すべき基準となっております。とびまして第7条は事業者は正当な理由がない場合、支援に関する提供を拒んではいけないという定めとなっております。これも従うべき基準となっております。第8条から第27条までは参酌すべき基準となっております。業務の委託や法定代理受領、運営の規定等の定め等について定めています。

第28条をお願いします。第28条は事故発生時の対応で事故が発生した時の対応の条項で従うべき基準となっています。第30条につきましては、先程も説明しましたがけれども、参酌すべき基準ではありますが、事業者の諸記録を整備しておかなければならない条項です。概要で説明しましたとおり、国の基準では2年間保存となっていますが、独自基準として5年間保存としています。

第31条、第4章からは介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準でありまして、以降全て参酌すべき基準となっています。第31条は基本的取扱方針、第32条が具体的な取扱方針を1号から26号までで定めています。この支援の手順といたしましては、第7号の(7)のところですがけれども、まずどういう風な手順で進めるかと言うと、7号のアセスメントをまず行いまして、利用者の体の状況とかコミュニケーション能力、排泄の状況等を把握します。その後第8号にあります様に介護利用サービス計画を作成します。次に第13号からあります様にモニタリングという中間チェックを月に1回デイサービスに出向いたり、若しくは電話で聴取したりという事を実施します。また、3か月に1回居宅を訪問してモニタリングを実施しています。サービスの内容等について現状にあっているのかのチェックを

行いまして、もし改善すべき事項があれば計画の変更等を検討致します。

次に第 20 号にあります様に、医療との連携が必要な場合は医師の指示を仰いで理学療法士とか作業療法士によるリハビリも取り入れて計画を致します。最後のページの第 5 章ですけれども基準該当介護予防支援に関する基準ですが、介護保険法第 59 条第 1 項の規定に基づき、基準該当介護予防支援の従事者及び事業の運営に関する基準を条例委任されたために準用するもので、当初、島とかへき地の介護支援をする場合の規定をしなければならないので、第 5 章として準用を行っております。それから一番最後になりますけれども、附則の施行日ですが、先程に言いました様に法の施行は 26 年 4 月 1 日ですが、経過措置が設けられておりまして 27 年 4 月 1 日と致しております。

以上で説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それでは、これより一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

59 号の別冊ですが、殆ど条例等につきましては、従うべき基準、参酌すべきもの等々がベースになって、58、59 号作られています。その中で 59 号の別刷りのこの中で、書類の保存期間は本来は 2 年間ですが、本町の場合は 5 年間にされたという事です。これでいきますと、3 年分の給付費の返還を求めることができなくなる可能性はということですけど、実際問題として、こういうことが想定されるというのであれば、過給付があった場合に返還を求める事がという事なのでしょう。そうしますと、そういう事案が発生する可能性、あるいは過去に発生した事があったのか、そういう事が無いとすればその必要性等々についてお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

事例があるかどうかは課長のほうから答弁しますが、本町の方で文章の保存の期限が決まっていますので、基準に基づいて適正に処理をして参りますので 5 年間という事で、本町の基準に準用させて 5 年間といたしております。

発生事案等は課長の方から答弁させますので。町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

過誤につきましては、他町とか他市とか監査が入った時に過誤がある場合があります。そうした時に 2 年間で書類等が無くなると返還を求める資料が無くなってしまいますので、極力といいますか、5 年間に長くして資料が無くなることに対応していきたいと考えています。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

おっしゃることは理解します。そういう事も今後も起こる可能性はあるという事ですよ。そういう可能性は何処のミスによって起こるのですか。返還しなければならないという事はミスがあるという事じゃないですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

どういうミスが発生するか分かりませんが、考えられることは、基本的にミスはしないように努力はしなければならないのですが、どうしても解釈の違いとか、時期的なものとかありますけど、会計検査というのが、いつもいってますが、事業完了後直ちに來てくれば良いのですが、3 年位してから來たりする事もありますので、そこで間違い等が発生している事も考えられますので、5 年間位あって住民の方の色々な間違いあたりに対応出来る様にした方が 1 番良いかと思います。

○議長（森敏則君）

他に質疑有りませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第 58 号、議案第 59 号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 7 議案第 60 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 61 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 62 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

それでは、次に日程第 7 議案第 60 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 8 議案第 61 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 9 議案第 62 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 60 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由と致しまして、本年 8 月 7 日の人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員の給与改定が行われ、県においても 10 月 8 日の人事委員会勧告に基づき、国に準ずる取扱いとなっております。本町においてもこれらに準じた給与改定を行うため本案を提出致します。

詳細につきましては総務課長の方から説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。

次に議案第 61 号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の

理由として、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。本町においても国に準じ改定するため本案を提出するものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。

議案第 62 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、本条例附則で定める給料の減額支給期間について整理のため本案を提出するものでございます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう宜しくお願い致します。

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

まず議案第 60 号をお願いします。提案理由の説明にあります様に 8 月 7 日の人事院勧告につきましては、衆議院を 11 月 4 日、参議院を 11 月 11 日に通過をしまして、11 月 19 日に公布がなされております。条文をめぐっていただきますと、今回の改正については 3 本立てです。先ず 1 本目が 13 条第 2 項でありますけれども通勤手当の改正です。距離の区分に応じまして最低 100 円から最高 7,100 円までの幅で引き上げを行っております。

2 本目が第 21 条第 2 項並びに第 3 項にあります期末勤勉手当の改正です。今回は勤勉手当で調整しておりますが 0.15 月分の引き上げです。3.95 を 4.1 にする 0.15 月分の引上げです。

3 つ目の柱としまして給料表の改正です。今回平均 0.3% 増の改訂です。1・2 級の若年層を中心に 1 級の者は平均 2,000 円程度の引上げでございまして、6 級の職員は 200 円程度の引上げです。

次に新旧対照表をお願いします。通勤手当、先程言いました 13 条第 2 項でございます。アからスまでありますけれども、アについての 2 km から 5 km の距離については改正はあっておりません。2,000 円そのままです。5 km 以上についてそれぞれ 100 円、600 円とずっと上がってきています。次のページをめぐってス、これは 7,100 円が最高の改定です。これが国に合わせた額を改正しています。

次に第 21 条第 2 項、勤勉手当です。100 分の 67.5 を 100 分の 82.5、0.15 月分の増です。

次のページの 3 項につきましては再任用職員につきましては、0.075 月分、0.15 月の半分でございすけれども、0.075 月分の増を行っております。

附則の 11 条ですが、6 級以上で 55 歳以上の職員、主に管理職の職員ですが、これについては勤勉手当を支給率 1.5% 減じるという規定になっています。その関係で 100 分の 82.5 × 0.015 月、このケースは下線を引いていますように、100 分の 1.2375 という計数になります。これを引いて支給しなさいという事でございますので、100 分の 1.2375 を乗じて得た額を減じるという改正です。

別表につきましては 2,000 円から 200 円の間の給与改定です。平均しますと約 1,160 円程度の月次給与の引き上げです。

今回の人事院勧告は 12 月の補正とするもので、附則に書いてあります様に施行期日であります、この今回の改定は通勤手当並びに月給につきましては 26 年 4 月 1 日に遡って差額を支給しなさいということであります。それと勤勉手当ボーナスにつきましては、12 月分を改正していますので 12 月 1 日に遡って差額を支給しなさいということでもあります。4 月 1 日遡りと 12 月 1 日遡りとあります。

それと今回の人事院勧告ではもう 1 つ勧告が出ていまして、次からいう者については次の 3 月議会で

上程を予定していますけれども、27年4月からは今回上がった給料ですけれども、今度は平均2%の引き下げを勧告されております。2%から最大4%の平均6,700円の月次給与の引下げです。これについては3月議会で上程をする予定にしています。

続きまして議案第61号をお願いします。町長及び副町長の給与に関する条例、これにつきましては今回の人事院勧告で特別職の期末勤勉手当の引き上げを行っております。今回100分の155を100分の170、一般職と同じく0.15月上げるという事です。実は、平成22年、4年前の人事院勧告では0.15月引下げましたけれども、今回4年経過しまして0.15月引き上げるという勧告がされておまして、国に準じた改正を行うものです。これにつきましても12月1日から適用ということでもあります。

第3条第2項については以上ですけれども、附則第23項中に平成27年5月分までを平成27年5月支給分までに改めると改正していますが、現在町長の任期中、来年の5月までを50%、並びに副町長を40%減じると改正していますが、平成27年5月、この時の給与です。5月の任期が5月21日までの中途となります。5月分につきましては5月21日までの給与とされますが、5月22日以降については6月支給分に合算して支払う事になります。このまま5月分までとしときますと5月22日以降の新しい町長の日割り計算支給分も50%減額のままとしますので、今回5月に支給される分のみが50%或いは副町長は40%減の対象とすると整理したものです。5月分までという表現を5月の支給分までという事です。5月22日以降分については、6月支給となりますので、5月支給分までを50%並びに40%減じるという改正をお願いしたいということです。

議案第62号をお願いします。教育長の給与等ですが、先程説明しました町長、副町長の給与で改正しました27年5月分を27年5月支給分までと改めるものですが、実際影響はありませんが、町長と副町長の条例改正の文言に合わせたという事です。以上3件を宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

それでは、これから一括して質疑を行いますので質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

通勤手当の件でお尋ねしますが、使用距離が片道60km以上の職員が何名いらっしゃるか、若しくは居られないかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

現在通勤手当を貰っている職員は34名いますが、ス、最後の片道60km以上の職員は1名います。

○議長（森敏則君）

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

60km以上という事はですよ、長崎位ですかね、というか自家用車の通勤か電車ですか。その辺は事故

とか仕事上の過労とかは大丈夫ですか。60km はきついと思うんですが。

○議長（森敏則君）

総務課長。

○総務課長（森隆志君）

その職員は1名で現在時津町から自家用車で通勤しておりまして、時津町と言いましても長崎市の直ぐ隣ですので60kmということです。事故は現在あっておりませんが、事故があった場合はそれなりの対処はとるべきであるものと思います。

○議長（森敏則君）

3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

ここに掲げてあります、それぞれの距離数、先程34名と言われましたが、距離別に何名ずつ位いらっしゃいますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

手元に資料がありませんので、調べれば直ぐに分かりますので、後で良ければ後程回答します。

○議長（森敏則君）

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

給与の改定は人事院勧告だけで終わりですか。と申しますのは、一国の総理大臣が民間の会社に対して6%以上の賃上げの要望を出しているのをご存知のとおりですよ。人事院勧告制度ではこれだけしか出せなかった。ただ、一般では6%の要請を経済界にしている訳ですから、内輪の国家公務員なり、地方公務員には6%になるよう要請はなかったんですか、これは。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに今地方創生ということで、女性とか雇用の状況改善とかで経済界の方に要望はされていますが、残念ながら東彼杵町は人事院勧告に準じてやっているものですから、これが6%が実証されて、それが給与、民間ベースで上がってきて、それが人事院会の給与調査に反映すれば上がってくるかと思いますが、残念ながらまだ今の段階での民間の給与水準はそこまで上がっておりませんので、人事院会の勧告に例年従っています。大変申し訳ないですけど、このアップになるかと思っています。よろしくお願いします。

○議長（森敏則君）

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

昨年度3%給与を削減されていますね。この分はどうなった訳ですか、3%消えたままですか。これも回復をしてもらわないとおかしいんじゃないかと私はと思いますが、如何ですか町長。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

3%は昨年戻りました。詳しくは総務課長の方に説明させます。総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

25年7月から始めました約9月分の2.7から4.1の減額分は26年4月に戻っていますので説明をします。

○議長（森敏則君）

5番議員、滝川君。

○5番議員（滝川初夫君）

この通勤手当の件で5kmから60kmまで手当がありますが、本来なら職員さんは町内に住んでもらうのが希望ですが、町外から町へ通勤されているのは何名位ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

19名で職員全体数の25%が町外から通勤しています。

○議長（森敏則君）

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

先程通勤手当を貰っている職員は34名という説明でしたが、であるならば町が用意する職員用の駐車場は最大全員が車で来ても34台分あればいいわけですよね。通勤手当を貰っていない人は車で通勤するのはもってのほかでは無いですか。他の交通方法を考えるなり、個人で駐車場を確保するなり、その34名以外の人にも町が駐車場を確保するんですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かにご指摘のとおりですが、どうしても今の交通体系、勤務の体系等で残業等もありますのでバスとか列車とかなない場合もあって、極力使わないといけませんが、町バスもタイムリーにありませんし、止むを得ないと思いますが、検討は致します。

○議長（森敏則君）

佐藤議員については3回目になります。他に。

10番議員、後城一雄君。

○10番（後城一雄君）

駐車場を利用された時に幾らかの駐車金を取れという声もありましたが、その辺の考えは如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは1年位前からどうしようか検討しています。例えば郵便局の裏に話をしておりますが、無断で止めていらっしゃいます。これも有料制にしようと。そうしたら職員はどうするか問題も出てきます。次は町全体を考えないといけませんので。学校とか支所でも全てです。町民の方も無断で止められる方もいらっしゃいます。勿論体育館を利用される方は問題ないんですが。そこら辺の色分けとか非常に難しいです。例えば自動で駐車するのがありますが、それを設置してマイナンバー法とか入って来ますので、そういうカードを持った人は駐車できるとか。そういうのを利用して最小限で徴収できないかを教育委員会に指示をして具体的にどうしようかという事で、なかなか厳しい所もありまして試行錯誤しておりますので宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無ければこれで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第60号、議案第61号、議案第62号は会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第60号、議案第61号、議案第62号は、委員会付託を省略する事に決定致しました。

それでは、これから議案第60号、議案第61号、議案第62号についての討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それでは、これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第60号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続いて次に議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第61号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 62 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 63 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

それでは次に日程第 10 議案第 63 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 63 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由として、東彼杵町ふるさとの水を守る条例に規定する、ふるさとの水を守る審議会委員については特別職の地方公務員であり、条例において報酬を定める必要があるため本案を提出しました。

内容につきましては、町民生活課長の方から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民生活課長。

○町民生活課長（構浩光君）

次のページをお開きください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 38 年条例第 7 号）の一部を次のように改正します。

別表中地域おこし協力隊員の項の次に「ふるさとの水を守る審議会委員、日額 5,400 円」を加えました。

附則、この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。次のページには新旧対照表を付けています。

以上です。

○議長（森敏則君）

これより、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第 63 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 63 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第 63 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 63 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 64 号 東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

それでは次に日程第 11 議案第 64 号、東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 64 号、東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由は、今回の改正は、健康保険法施行令の改正に伴い、東彼杵町国民健康保険条例においても一部改正が必要であるため、本案を提出します。詳細につきましては町民生活課長から説明させます。

慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民生活課長。

○町民生活課長（構浩光君）

次のページをお開きください。東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

東彼杵町国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

改正理由としましては、平成 21 年 1 月から安心して産科医療を受けられる環境整備の一貫として産科医療保障制度が制定されました。27 年 1 月以降の出産掛金が一分娩当たり 30 千円から 16 千円に引下げられましたが、上昇傾向にある出産費用に配慮し出産育児一時金については 420 千円に維持する事が決定されました。健康保険法の改正により第 5 条第 1 項本文中の「390 千円」を「404 千円」に改める。附則、1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。以上です。

○議長（森敏則君）

これより質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第 64 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 64 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 64 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 64 号、東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 65 号 東彼杵町国民健康保険税の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第 12 議案第 65 号、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 65 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由は、急激な保険給付費の増加に対応し、国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的に平成 27 年以後の年度分の国民健康保険税基礎課税の税率を約 8% 引上げる必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては税務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。税務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦）

お手元に A3 判の資料を配布しております。次のページに A4 判を付けていますが、それを見て頂きたいのですが。

まず、A3 判の中で何行という説明をしますが、A3 の右横に単位の横に 1. 2. 3 縦に数字を振っていますが、それぞれ行に対応していますので、見ておいて下さい。

今回の改正はただ今町長が申し上げました様に急激な医療給付の増加によるものです。これまで平成 23 年度及び 25 年度と 2 回の保険税の引上げを行っております。合わせて財政調整基金を取り崩しながら、資料 1 の 3 行目に記載をしていますが、実質単年度収支を記載しております。毎年赤字が続いて来ておりまして、何とか基金を崩しながら国保会計運営して来たのですが、平成 23 年度の引上げ当時、

単年度で約 56,000 千円程税収が不足すると見込んでいました。この 56,000 千円の引き上げを隔年で、来年 27 年度まで引上げをということで行ってきた、今 2 回の引上げを行ってきたところです。結果、単年で当時と比べると 30,000 千円の税収増となっております。税と社会保障の一体改革によって、県が保険者となる見込みですが、平成 30 年度までが一応の目安と思っておりました。財政調整基金を取り崩しながら平成 29 年度まで運営できるかなと思っていたのですが、資料 1 の平成 24 年度の 61 行目、1 番下を見ていただきたいのですが、前年度比 13.9%、25 年度が 6.08%、一人当たり医療費が急激に増加しています。2 年間で 20%程医療費が伸びている訳です。更に 26 年度は給付負担増を見込んでいるんですけども、それ以上になるということで、本年度基金を後で補正予算に上がっていたと思いますが、総額で 80,000 千円以上の基金を取り崩す必要があるということです。

この様な現状から 23 年度の引上げ時に想定していました 56,000 千円の単年度不足額と、ここ 3 年間の給付額に大きく乖離が生まれておりまして、29 年度まで会計を維持することが出来ないのが現実的になってきました。それで平成 23 年度に引上げに計画した額を A4 判にしていますが、表の 1 番上の隔年実施（7.0%）とした欄があると思いますけれども、それが平成 23. 25. 27 年の最終年次に大体 7%ほど引上げると 22 年に計画した額です。今申し上げました様に実際、29 年度までに会計を維持するために再計算してみました。その隣りに基金不足額（24.2%）といった分位の 50,000 千円の 3 年間で 150,000 千円位の不足が出るのではないかと。今までの医療費がそのまま続いた場合この試算になりました。

それらから色々と考えて一変に 24.2%、4 分の 1 の引上げはどうしても出来ないだろうということです。A4 の右端の基金不足額 1/3（7.9%）と記載をしておりますが、先ず 27 年度に 1/3 の 7.9%、約 8% の引上げさせて頂きたいと、今回の条例改正はこの約 8%引上げです。では残りの 2/3 はどうするのか、医療費が下がらなかった場合は、28、29 と消費税が 10%になるところまでの引上げになるのではないかと考えています。そういった事で、今回約 8%引上げの条例改正を行っています。

資料 2 の A4 の下に①から⑤まで書いていますが、計算はこのような形で引上げ額を出していますので、後程ご高覧いただければと思います。運営協議会につきましては 10 月 27 日に引上げの答申を出しました。27 年度分は 11 月 6 日付けで 8%の引上げについて一応、了とする答申を頂いておりますので申し添えます。

それでは、改正条例について説明をしたいと思います。新旧対照表を使ってご説明します。全て基礎課税分の医療費を今回さわっております。第 3 条、第 1 項は基礎課税分の所得割額の税率をこれまでの 100 分の 6.53 から 100 分の 7.32 に引上げるものです。第 4 条、同じく基礎課税分の資産割額の税率を 100 分の 30.41 から 100 分の 33.8 に引上げるものです。第 5 条、同じく基礎課税分の被保険者均等割額を 20,600 円から 25,200 円に一人当たり 4,600 円の引上げです。第 5 条の 2、第 1 項第 1 号ですが、これも同じく基礎課税額の内、世帯別平等割額、現行 21,600 円を 21,500 円に 100 円引下げさせて頂きました。これは地方税に標準の税率がありますが、その関係上 100 円引下げることになりました。第 5 条の 2、第 1 項、第 2 号、及び第 3 号ですが、先程言いました基礎課税分の世帯平等割額を 100 円引下げましたので、特定世帯と特定継続世帯についてそれぞれ引き下げが必要でしたので、この条項で調整を致しております。

第 23 条です、先程から申し上げます均等割額と平等割額をさわっておりますので、それに伴いまして低所得世帯に適用する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する額を第 1 号 7 割軽減世帯の減額する額です。第 2 号は 5 割軽減する世帯の減額する額。第 3 号は 2 割減額する世帯の減額する額を

それぞれ改正を行っています。

ただ今説明しました改正は平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用をします。以上で説明を終わります。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

それでは、これから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

国保税が非常に厳しい事は私達も認識していますし、何らかの形で改善というか、していかなければならない問題という事は充分承知しております。

その中で、この新旧対照表で所得割額より資産割額のアップ率が高いですね。私達の町は田舎でして高齢者世帯等々も結構ありまして、田舎の方では財産・資産は沢山あるけれども、国民年金だけで暮らしている高齢者が結構いらっしゃる訳ですよね。これでいけば高齢者世帯により負担が重くなる事になりますよね。所得割の方がどちらかと言えば現役世代になるのですが、この人達の重きを置くのも辛い話なんですけど、難しい判断だと思うのですが。資産割もそういう方々には厳しいと思いますが、どちらがよいのかと言われても分からないのですが、そこら辺についてはどういうお考えをお持ちですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

所得割はですね、今おっしゃった、失礼ですが低所得者の方が結構多いんですよ、国保に加入されているのは。それと現役世代ではなくて、逆に年金暮らしの方が結構多いんですよ、どちらかと言えば国保加入者の 3 分の 1 が年金暮らしの方がウェイトを占めています。非常に資産割の上げ幅というのがありますが、どこかでどこかをさわらないとどうにもならないので。資産割もこんなに高く上げたら多分、他市町と比べたら随分違うと思いますが、どこかを上げるのが前提なんです。

2 枚目の表に全てパーセント書いていますので、基金不足の場合が 41.84%くらいに資産割を上げなくては行けないと、所得割は 9.07%上げなくてはならない訳です。この 2 枚目の表を見て下さい。非常に厳しい上げ幅にするためにはこの辺の 3 年間での復元とかなければなりませんので、なかなか 24.8%いきなりとることできませんので。3 年間の傾斜式で取る様にしています。

議論がありますので、もう少し検討していこうと思いますが、一応この率でどうにもならないかなと考えています。不足のところは税務課長から答弁させます。税務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦）

確かに資産割は重くのしかかってきていると思います。収入が少なくても資産は持っている、固定資産税のこれは例えば 30%、30%という金額で出てまいりますので収入がなくても資産を持っている方には確かに重くのしかかってきています。

一方で所得がない方については、軽減、先程言いました様に 7 割、5 割、2 割、殆ど 330 千円以下の所得の方については、7 割平等割世帯割を減額する訳です。例えば資産がなかった人は 7 割軽減世帯につきましては年間 1,400 円しか上がらないのです。1 期に直すと 140 円程度しか上がらないんですよ。どこかで負担を求めなければならないのですが、大まかには地方税法に標準税率という規定があります。

まず、所得と資産税です、応能と平等割、均等割、応益。応能、応益の割合は 50 : 50 と一般的な税率が決まっています。応能の内の所得割と資産割が 30 : 55 と標準的な税率が決まっています。それで上げ幅を幾らと設定しますと、税法にある程度沿った改正を行わなければいけないので、応能、応益を 50 : 50 で先ず、50,000 千円あげるなら 25,000 千円 : 25,000 千円と引上げる。その内の 25,000 千円の中の 35 を上げるために、所得割を 35 に見合う、後 25,000 千円の 30% ですね、それを引上げる税率を逆算で弾いて出しているのが、この税率なんですよ。こういうこともございまして、確かに資産税を払った上に二重に払って頂くことになる訳ですが、議員がおっしゃった様にどこかで負担を求めているかなければならないので、今のところ資産割までいれたところで徴収をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

関連でお尋ねします。旧を新に改正になったのですが、今の割合は応能と応益ですね、これは旧の割合と新の割合も同じ割合で率はされているのですか。お尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦）

そうですね、法に照らし合わせた数値で、先程説明しましたような形で税率の設定をしています。以上です。

○議長（森敏則君）

1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

もう 1 つ町長にお尋ねします。今東彼杵町は税方式ですよ、これが保険料方式の検討とかされていますか。東彼杵町としてどちらが良いのか、私は特に資産割を中心にした税の財源徴収の中心になっているのではないかと思います、保険料に対しての勉強はされているのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税と料の規制があれば滞納処分のやり方が税の方ができますので、税の方が一番良いと思います。料の方でもメリットがあるとすれば参考にしながら研究をしていこうと思います。

○議長（森敏則君）

次に 6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

現在、国保の基金が 200,000 千円程あるんですが、今年 80,000 千円出すという事ですが、残りが

120,000 千円ですよね。あと 3 年間の猶予期間ということで、予定では県単位になるという事ですが、残った 120,000 千円の基金については、残りの 2 年間で使い切ってしまうというお考えなのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに 30 年までに県に移行して、それまでにきれいに終わりたいのですが、その前にもしかしたら不測の事態が考えられますので、今日お話ししましたとおり、今は法定繰入です。今は法で決まったのをやっていますので、これは基金取崩しです。更に足りない場合は法定外で一般財源から持っていくことになるのではないかと思います。それは違法と言えは違法ですが、どうしても他の特別会計も下水道とか全て入っている訳では無いので、受益者がそれぞれ会計で違うので。そう言えども国保は東彼杵町の低所得者あたりが入っておられますので、そこを何とかしなければなりませんので、一般会計から幾らかでも、少しずつでも基金あたりに入れるような方法をとらざるを得ないかなと思ってます。実際足らないと思ってます。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

一般会計から法定以上に借り入れるという事は、基金はゼロにしなくても良いんですか。例えば介護保険の場合は基金をゼロにしないと県からの支援金が受けられないという法律がありましたが、そこらへんの法律の検討はされていますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだそこまで踏み込んだ検討はしておりません。県下の国保連合会に加入した市町村のやり方は殆ど違法で、法定外で入れております。大村市なんかも入れています。問題はある訳ですが、殆どの市町村がそれを借入金みたいな感じで、一般会計と国保関係と貸借関係に置いといて、余裕があれば戻すというような、本当は表裏一体でしょうけども、そういうやり方でいかないと国保会計はどうにもならないかなと思っています。

その前に色んな健康体操とか特定健診とかの意識付けとか、やれることはやらないといけないでしょうが、それでは多分医療費は追いつかないと思いますので、何回も申し上げますが一般会計から法定外の繰入をばちばち幾らかでも皆様方のご理解を得ながら準備をすべきかなと考えています。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第 65 号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 13 議案第 66 号 東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

それでは次に日程第 13 議案第 66 号、東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 66 号、東彼杵町学校設置条例の一部を改正する条例。

提案の理由と致しまして、東彼杵町立大楠小学校及び東彼杵町立音琴小学校を東彼杵町立彼杵小学校に統合するにあたり、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

条例の内容としましては次の別紙に添付していますが、第 2 条の表中です、それぞれ彼杵小学校から千綿中学校まで表記していますが、大楠小学校と音琴小学校を彼杵小学校に統合という事で、訂正をしましての改正です。

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するということでございます。慎重審議のうえ適正なるご決定を賜りますよう宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

これから質疑を行います。9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

スクールバスの問題点についてお尋ねしますが、スクールバスの維持管理費、委託の方法、それと彼杵小学校のバスの乗降場、どう対応されるのかが 1 点。

それともう 1 つ、事故の対応です。例えばスクールバスが運行されてきた時に、この前の 205 号の事故がありましたよね。その時の授業時間の確保はどうなるのか。彼杵小学校に徒歩等で来られる方は、学校にきていますよね。バスで音琴・大楠が遅れた場合、彼杵の人達は授業がされずに待っていないか。そういう時の対応はどう検討されたのか。

また、地域住民の声はどう対応されたのか。一般財源の投入はどの位試算出来るのか。

最後ですが PTA からの要望とありますが、PTA というのは先生も統合に要望をされたのか。この点について確認をさせて下さい。以上です。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

スクールバス等の停車場はまだ今からです。そういう場所があるのかどうか、用地等のご相談もしなければならぬと考えております。

それと一般財源の持ち出しと言うのは確かに 10,000 千円近くは多分出てくるのでは無いかと考えています。それ以外の質問等につきましては、教育長の方から説明をお願いします。教育長。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

事故等の場合の授業等の学校対応は、既に登校している子供達は普通どおり実施いたします。ただ、そういう事故等で遅れた場合、補充授業等として当然カバーしなければならない。これは校長等には教

育委員会から指導を加えるという事で、学校の方でカバーできると考えています。滅多にない事ですので、例えば雪で車が来ないとか、あらゆる場を想定しながら対応できる準備はしていきたいと思います。また、PTA につきましては、先生方は我々が保護者等に説明する時に、来ておられる方もおられました。あたりに顔を出して聞いております。ただ、そこに対する意見等に付きましては、細かい集約は行っていません。地域の区長様方への説明等も既に済ませ、承諾を頂いております。PTA からの承諾、総会等を開いて決議をされた学校もあると聞いています。以上です。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

この資料にあります様にスクールバスで小音琴 5km、菅無田 4.7km、坂本 6km、1 番遠い所で太ノ浦 10km、ここはスクールバスがありますが、千綿に目を向けますと、蕪地区は 5km、一ツ石は 4.6km、この均衡はどう考えられますか。彼杵はスクールバスで今度運ぶようになりますね。千綿は現状のままというのは均衡に欠けると思いますが、その点についてお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり教育長。

○教育長（今道大祐君）

このスクールバスの件につきましては、統廃合に係る導入であります。これには補助金も出ます。従いまして、その統廃合に係る中でのスクールバスの導入ということで、現在のところ考えております。以上です。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

1 点お尋ねをします。今、大楠小学校、音琴小学校は社会教育で体育館の利用をされていますが、これについては来年以降どのようなお考えで。社会教育を体育施設として整えていかれるのか。それからもう 1 点、防災の面でも避難所あたりになっていると思いますが、この点についてご説明をお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだまだ、今日ご決定いただきまして、早速その辺の社会教育の利用とか、避難所とか検討して参りますが、基本的には空き家になってはいけないので、利用は教育委員会で跡地利用が固まらない間は、地域住民の方はご利用頂いて結構だと思っております。勿論避難所にも使えます。ただし、跡地利用になった時に、どちらかに払下げたりとか借家にした時には使えない場合もあるかもしれません。その時は跡地有効利用を検討しながら要望等がありましたら、体育施設等の整備をしなければなりません、

なかなかご要望にお答えできるかどうか分かりませんので、検討はしていこうと思います。何かありましたら教育長。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

教育次長。

○議長（森敏則君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

学校跡地の利活用につきましては、統廃合の計画に合わせて各地域・保護者に説明は致しております。基本的な考え方は町長が説明したとおりですが、地域の衰退の歯止めになるようなところで基本的には考えていきたい。勿論、地域、保護者の方も含めたところで跡地利用の利活用は検討していきたいと考えております。社会体育施設につきましては、現在色んなスポーツ団体で使っておられますし、当該学校の課外活動でも使っておりますので、正式に利活用の計画が上がるまでは確保していきたい。勿論、地域防災計画上の避難所にも指定されておりますので、それについても確保していきたいと考えておりますが、先程町長の説明にもありました様に、色んな利活用の提案があった場合には、それが確保できなくなる可能性も含めて地域、保護者と一緒に検討を進めて参りたいと思います。それについては本条例の一部改正のご承認を頂いた後、協議をする場を別途設けて進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

学校用地が廃止になったということは、行政財産解除で、普通財産ですよ。そうすると管財の方で管理をしていかれるか、今までの流れで学校関係という事で教育委員会が管理をしていくのかは、まだ検討はされていないということです。今からですね、それは。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおりでございまして、まずはご決定を頂いてから具体的に動いていかなければ成りませんので宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

他に。3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

これは28年4月1日から施行されるという事で、後は可決しますと残り1年と4ヶ月足らずですが、そこでタイムスケジュール的にどうもっていられるのか、そこが1点と、あと作業部会等が計画書の中で6つ柱掲げてありますが、今の段階でどの程度されているのかですね、可決してからと言われれば、それまでだと思いますが。それと学校間の交流計画、そういったものについて具体的にあと1年4ヶ月足らず、そういった中でどれ位計画されているか、もう今の段階でそれくらいは計画されていると思い

ますので、そこをお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり教育長。

○教育長（今道大祐君）

もし、ご承認、ご決定いただければ今のところが1番大切になってきます。統廃合して子供達が悪くなったといったらこれは大変なことです。統廃合して子供達にとって色んな面で良かったと、そういうふうに行っていくのが基本です。今、浪瀬議員からありましたように、子供達が違和感なく28年4月1日を迎える事が、これからの我々の一番の課題です。もし色んな面で子供達にマイナス面が出て来るのは、絶対に避けたいと思います。

したがいまして、音琴・大楠から来て一緒に授業をする。そういう場を定期的に設けていく。また、諸活動、出来たら運動会辺り等を一緒に出来ないかなという事で、既にそれぞれ各学校の教務主任会等で下ろして、そういう計画をしている段階です。修学旅行を一緒にするとか、そういう一つ一つのステップは予算の裏づけがないと出来ませんが、今回ご決定いただければ予算の裏づけの下、来年度一杯進めて行きたい。今回ご決定頂きますと、3学期からこういう風にやっていく段取りは付けています。

何度も申しますように、統廃合して子供達の学力が伸びた、自立する力が伸びてきた、そういうプラス面を期待しての今回の統廃合ですので、地域の皆様も140年続いてきた学校を閉じるという事は、苦渋の選択があったと説明の中では色々なご意見もありました。ようやくご理解頂きまして現在に至っています。計画的に慎重に次長、学校とも相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（森敏則君）

他に。9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

3回目になりますので最後の質問ですが、教育長に確認をしたいのですが、地元の声にどう対応されたのか、多分区長さんに書類を取られていますよね、この真意。

それと先程の答えが出てきていませんが、スクールバスの委託の方法と補助の適用、何処まで補助があるのか。

その辺を最後をお願いします。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

スクールバス等は具体的に次長から説明させます。

私の方からは区長さんから承諾を取っております。これは我々が説明を実施計画書に基づいて、地域の方々に説明して参りました。それぞれの各地区、大楠地区、音琴地区、トータルで彼杵中学校校区で計25回ありました、説明等。その中で最終的に地域の方のご理解を得なければいけないという事で、小学校は特に地域の活性化するための1つの重要な拠点でありますので、地域の方のご理解を得なけれ

ばいけないという事で最終的に区長さんのご承諾を頂くという事で、地域の方のご理解もいただく。まだまだ慎重論、反対論もあられますが、全地区から承諾書を頂き、印鑑も押して頂きました。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

スクールバスの件は、補助事業で29人乗りのバスを想定していますが、それを3台で、3分の1の補助が考えられます。運営に対しては全く補助がありませんので、直営方式でいくのか、或いは町で会社のようなものを創ってやっていくのか、今その辺を検討しています。

○議長（森敏則君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第66号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第14 議案第 67号 負担付き寄附の受納について

○議長（森敏則君）

それでは次に日程第14 議案第67号、負担付き寄附の受納についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第67号、負担付き寄附の受納について、負担付き寄附を受納したいので地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提出の理由が、寄附財産の内訳、土地が東彼杵町彼杵宿郷字東宿下312番1、宅地114.48㎡、建物が同じ番地で居宅木造瓦葺平屋建42.97㎡、物置が木造瓦葺平屋建46.28㎡。

寄附者は福岡県福岡市南区老司5丁目7番6号の塚崎裕隆氏です。

寄附の条件が、東彼杵町老朽危険空き家対策事業実施要綱に基づき、老朽危険空き家とされる上記建物の除去を条件に、本土地建物の寄附を受けるものです。

提案の理由が建物の除去という負担付き財産の寄附を受ける必要があるので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、本案を提出致します。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

休憩いたします。

休 憩（午後4時30分）

再 開（午後4時44分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。ただ今議案第 67 号の提案説明が今終わったところです。

これより質疑を行います。5 番議員、滝川君。

○5 番議員（滝川初夫君）

負担付き寄付については過去に 2 ヶ所ありましたが、この 2 ヶ所についての跡地は有効利用されているのかをお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

2 ヶ所負担付きで貰いましたが、1 ヶ所の西宿につきましては地域の皆さんにお願いして、公園化みたいにしてベンチ等を置かれて管理をしてもらっています。浦地区は高台にあって利用方法がなかなかできておりません。今後とも自治会と協議しながら、管理をお願いしようかと考えています。

○議長（森敏則君）

5 番議員、滝川君。

○5 番議員（滝川初夫君）

今後ともこういう有効利用されない負担付き寄附が出てくるとは思いますが、出た都度対応して行かれるものをお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは条例は作っていますが、全てを対応したらとても財源的におぼつきませんので、それなりに災害等の危険性があるとか、色んな条件がありますので、そこを噛み締めながら対応しなければならないと思っています。全てを対応したら町の財政が破綻しますので、どこかである程度の線引きをしながらやらざるを得ないと思っています。

○議長（森敏則君）

3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

今回の物件については地域の住民の皆さんから危険であるという話があって、今回の負担付き寄附の受納の申し出があったのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは永年に亘って放置をされていて、地域の方が何とかしてくれと要望がありまして、ご本人さんと 1 年半位協議をしましたが、なかなか構ってもらえなくて、福岡の家庭裁判所において財産の確認とかの証明を取り、話をしましたところ、塚崎さんの方から寄附をしたいという申し出があって、寄附を頂いてそれを今から予算をあげて解体していこうと思っています。

○議長（森敏則君）

3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

解体された跡地はどのように利用されるのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

場所次第では公園とか或いは駐車場とか色々使い道はあると思いますが、基本的には町の税金をかけて解体をします。これは自治会の方から強い要望が出ていますので、自治会にもお願いしまして、自治会の方で有効活用していただいて、知恵を出しながら維持管理が要らない様な方法で管理をしていただくような、自治会と協議をしながら進めていこうと思っています。

○議長（森敏則君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第 67 号は総務厚生常任委員会に付託をします。

以上で本日の日程は日程第 14 まで終了致しました。以降 15 から 22 までの日程につきましては、明日に持ち越したいと思いますので、本日はこれで延会をさせていただきます。お疲れ様でした。

延会（午後 4 時 48 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 森 敏則

署名議員 後城 一雄

署名議員 本下 利之